

# 令和3年度 西東京市補助金・負担金の概況

令和5年1月



## 目 次

企画部	企画政策課／秘書広報課／情報推進課	1	ページ
総務部	総務課／職員課／契約課／危機管理課	3	ページ
市民部	市民課／保険年金課／市民税課／資産税課／納税課	8	ページ
健康福祉部	地域共生課／高齢者支援課／障害福祉課／健康課	12	ページ
子育て支援部	子育て支援課／幼児教育・保育課／児童青少年課	22	ページ
生活文化スポーツ部	文化振興課／スポーツ振興課／産業振興課／協働コミュニティ課	35	ページ
みどり環境部	みどり公園課／環境保全課／ごみ減量推進課	42	ページ
まちづくり部	都市計画課／住宅課／交通課／建築指導課	44	ページ
都市基盤部	道路課／用地課／下水道課	47	ページ
教育部	教育企画課／学務課／教育指導課／教育支援課／社会教育課／公民館／図書館	49	ページ
議会事務局		58	ページ
選挙管理委員会事務局		59	ページ
会計課		60	ページ
監査委員事務局		60	ページ
農業委員会事務局		60	ページ

◆本資料に掲載した各事業に関するご質問等は、直接、各所管課にお問い合わせください。

西東京市役所042-464-1311（代表）

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
1	多摩六都科学館組合負担金	多摩北部地域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市）住民の生涯学習の推進を図り、圏域の文化の振興に寄与することを目的とする。	多摩六都科学館の管理及び運営	多摩六都科学館の管理及び運営に係る経費の一部を負担する。		○	1 団体	多摩六都科学館組合格約	112,256,000	0	0	0	112,256,000	企画部 企画政策課
2	多摩北部都市広域行政圏協議会負担金	多摩北部地域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市）における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画及び広域行政圏の市民の生涯学習を推進するための事業を行う。	広域行政圏計画及び文化事業等共同事業の実施及び専門委員会の運営等	広域行政圏の市民の生涯学習を推進するための事業に係る経費の一部を負担する。		○	1 団体	多摩北部都市広域行政圏協議会規約	2,967,000	0	0	0	2,967,000	企画部 企画政策課
3	四市行政連絡協議会負担金	武蔵野市、三鷹市、小金井市及び西東京市の市長が、多様化する都市行政について、情報交換及び諸問題の協議を通じて各市の施策への一助とすることを目的とする。	多様化する都市行政について、情報交換及び諸問題の協議を行う。	四市行政連絡協議会に係る経費の一部		○	1 団体	四市行政連絡協議会規約	40,000	0	0	0	40,000	企画部 企画政策課
4	駅前情報発信プロジェクト事業補助金	駅周辺をにぎわい・交流の情報発信拠点としての機能充実。 住み続けたいと思える魅力あるまちづくりの進展。	駅前情報発信拠点の整備・運営 1 公開スタジオ 2 アンテナショップ 3 大型LED VISION	施設整備費、備品購入費、拠点運営費（人件費等） 補助率3/4（上限12,375千円）		○	1 団体	西東京市駅前情報発信プロジェクト事業補助金交付要綱	12,375,000	6,436,650	0	500,000	5,438,350	企画部 企画政策課
5	学生応援特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響等により、経済的に困窮している学生の学びの機会の継続を支援することを目的とする。	国の高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金の給付を受けている学生と対象に、給付金を給付する。	5万円を1回に限り支給。		○	261人	西東京市学生応援特別給付金給付事業実施要綱	13,050,000	3,000,000	0	10,000,000	50,000	企画部 企画政策課
6	子ども・地域応援企画提案事業補助金	市民主体の公益活動の推進により、子どもを地域で育てるための担い手の確保・子どもに関する機会の創出を図ること及び市民自らが地域資源の周知、活用を行うことで、西東京市の新たな魅力の創出につなげることを目的とする。	当該公益活動に係る経費の一部を助成する。	事業総額60万円。補助金額10万円（上限）/1団体。  対象経費：印本費・使用料、賃借料・燃料費・通信、運搬費・保険料他		○	6 団体	西東京市子ども・地域応援企画提案事業補助金交付要綱	496,575	0	0	0	496,575	企画部 企画政策課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
7	多摩北部広域子ども体験塾負担金	子どもに高度で大規模な感動体験を提供する。	圏域5市(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)と多摩六都科学館が連携して圏域内の小中学生を対象に様々な体験をしてもらう。	事業規模1,200万円 東京都市長会から8/10補助残りを圏域5市が各市の児童数に応じて負担		○	1団体	多摩北部広域子ども体験塾実行委員会規約	559,200	0	0	0	559,200	企画部 企画政策課
8	全国市長会負担金	全国の各自治体間の連絡調整を図り、地方自治体の興隆・繁栄に寄与する。	市政に関し、中央・地方の連絡調整を図るとともに、内閣または国会に対する意見・具申を行う。	分担金915,000円 1 人口20万人～30万人未満の均等割額 50,000円 2 人口区分割額 865,000円		○	1団体	全国市長会会則	915,000	0	0	0	915,000	企画部 秘書広報課
9	東京都市長会負担金	各市間の連絡調整を図り、市政の円滑な運営と向上を期し、自治発展に寄与する。	行政及び財政に関し、国や都に対する要望活動等の事業を行う。	分担金3,344,000円 1 一般分担金(第1期分) 1,383,000円 2 一般分担金(第2期分)及び軽自動車税等取扱分担金 1,961,000円		○	1団体	東京都市長会会則	3,344,000	0	0	0	3,344,000	企画部 秘書広報課
10	日本広報協会負担金	国、地方自治体その他公共の利益に資することを目的として設置された団体、組織等が、その活動の基盤となる情報発信、情報収集、コミュニケーション等をより効果的・効率的に行うための広報・広聴活動を支援し、向上を図ることを目的としている。	日本広報協会の主な事業 1. 広報・広聴活動に関する調査・分析・研究とその公表及び公開に関する事業 2. 団体、組織等の要員の能力開発に関する事業 3. 広報・広聴活動の企画・立案・実施を支援する事業 4. 広報・広聴活動に関する評価・顕彰事業	人口10万人以上の市 42,000円		○	1団体	公益社団法人 日本広報協会	42,000	0	0	0	42,000	企画部 秘書広報課
11	地方公共団体情報システム機構負担金	マイナンバーを始め全国自治体の情報システムに関する総合的な支援を行い、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。	地方公共団体情報システム機構の運営に係る負担金	市及び特別区人口20万人以上25万人未満(270,000円)		○	1団体	地方公共団体情報システム機構定款	270,000	0	0	0	270,000	企画部 情報推進課
12	東京電子自治体共同運営負担金	都内の地方公共団体が共同して電子自治体を実現することにより、住民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図る。	協議会運営に係る技術的、専門的知識を要する技術支援業務と情報セキュリティ業務	電子自治体共同運営協議会に係る経費の一部負担		○	1団体	東京電子自治体共同運営協議会規約 平成29年度負担金取扱要領	585,000	0	0	0	585,000	企画部 情報推進課
13	社会保障・税番号制度中間サーバプラットフォーム交付金	マイナンバー情報連携における、地方公共団体において整備が必要な中間サーバについて、自治体中間サーバプラットフォームを活用し整備を図る。	自治体中間サーバプラットフォーム利用に係る負担金	市及び特別区人口30万人未満(2,445,000円)		○	1団体	地方公共団体情報システム機構定款	5,285,000	4,148,000	0	0	1,137,000	企画部 情報推進課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
14	東京都セキュリティクラウド負担金	東京都内に存する地方公共団体におけるインターネットの利用に関して、サイバー攻撃等の情報セキュリティに対する脅威を軽減することを目的とする。	東京都セキュリティクラウド利用に係る負担金	東京都セキュリティクラウドに係る経費の一部負担		○	1 団体	都区市町村情報セキュリティクラウド負担金要綱	8,977,753	0	0	0	8,977,753	企画部 情報推進課
15	電算システム研修参加負担金	事務において必要な知識を修得し、事務の円滑な執行を図る。	情報システム運用、自治体DX等の研修	参加費		○	1 団体		16,000	0	0	0	16,000	企画部 情報推進課
16	東京市町村総合事務組合負担金（管理分）	東京都全39市町村の住民の福祉を増進するために必要な連絡、調整、相互協力及び共同処理する事務事業の用に供する。	自治会館の管理運営等を行う同団体に負担金を支出する。			○	1 団体	東京市町村総合事務組合規約	3,173,000	0	0	0	3,173,000	総務部 総務課
17	東京都市統計協議会負担金	国又は地方行政の基礎資料である統計の重要性に鑑み、確実な諸資料を作成供与するため各市の相互連携と協力を図る。	確実な統計資料を作成供与するため各市の相互連携と協力を図る同団体に負担金を支出する。			○	1 団体	東京都市統計協議会会則	5,000	0	0	0	5,000	総務部 総務課
18	防火管理研究会負担金（田無庁舎）	各事業所における自主防火管理体制の確立を図り、災害の未然防止と防火管理意識の高揚を図るとともに、会員相互の連絡協調及び地域の連携を目的とする。	防火に関する各種研修・講習会の参加、自衛消防隊への指導・助言の依頼、防火防災訓練への指導依頼	本会の目的を達成するために行う事業等に要する経費について、年に一度会員である各事業所が負担するもの。 月額500円×12月		○	1 団体	西東京防火管理研究会会則	6,000	0	0	0	6,000	総務部 総務課
19	防火管理研究会負担金（保谷庁舎）	各事業所における自主防火管理体制の確立を図り、災害の未然防止と防火管理意識の高揚を図るとともに、会員相互の連絡協調及び地域の連携を目的とする。	防火に関する各種研修・講習会の参加、自衛消防隊への指導・助言の依頼、防火防災訓練への指導依頼	本会の目的を達成するために行う事業等に要する経費について、年に一度会員である各事業所が負担するもの。 月額500円×12月		○	1 団体	西東京防火管理研究会会則	6,000	0	0	0	6,000	総務部 総務課
20	安全運転管理者負担金	交通事故を防止するため、安全運転管理者等の所属する事業所の安全運転管理の確立ならびに会員相互の研鑽と親睦を図る。	1 交通安全対策に関する調査研究事項 2 安全運転管理者等の教養、研修事項 3 関係機関、団体ならびに会員との連絡事項 4 会員相互の親睦に関する事項 5 その他本会の目的達成に必要な事項	本会を運営するための年会費として年に一度会員である各事業所が10,000円の負担をするもの。		○	1 団体	田無地区安全運転管理者部会会則	10,000	0	0	0	10,000	総務部 総務課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
21	安全運転管理者講習会負担金	自動車を使用する企業において、自動車の安全な運転を確保するため、正・副安全運転管理者を対象とした講習会の参加料を負担する。	正・副安全運転管理者を対象とした講習会の参加	講習会を受講する安全運転管理者1名につき4,500円、副安全運転管理者1名につき3,000円を負担するもの。		○	1 団体	道路交通法第108条の2第1項第1号	21,000	0	0	0	21,000	総務部 総務課
22	東京市町村総合事務組合負担金（研修分）	職員の能力開発・向上・育成のための職員研修費用の負担	東京市町村職員研修所が行う職員研修事業に対して負担金を支出する。	職員割5,811千円 均等割1,155千円		○	1 団体	・東京市町村総合事務組合規約 ・西東京市職員研修規則	6,966,000	0	0	0	6,966,000	総務部 職員課
23	各種研修負担金	職員の能力開発・向上・育成のための職員研修費用の負担	他機関派遣研修等に係る経費を助成する。	他機関への派遣研修等に要する参加費や受講料の実費	○		各種研修負担金19件 第4ブロック共同研修負担金1件	西東京市職員研修規則	436,800	0	0	0	436,800	総務部 職員課
24	職員福利厚生費交付金	互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成	8,300円×997人 （一般会計のみ）		○	1 団体	西東京市職員互助会に関する条例、西東京市職員互助会交付金要綱	5,077,212	0	0	0	5,077,212	総務部 職員課
25	東京都教職員互助会交付金	都から派遣されている教育委員会教育指導課職員の互助会事業の運営を助成する。	都から派遣されている教育指導課職員2人分の交付金	給料月額×1.3/1000×2		○	1 団体	職員派遣に関する協定	44,892	0	0	0	44,892	総務部 職員課
26	東京都人材支援事業団交付金	都から派遣されている職員の福利厚生事業の運営を助成する。	都から派遣されている職員3人分（教育指導課2人分を含む）の交付金	費用負担対象事業の執行実績×西東京市の在籍会員数÷当該事業の利用可能会員数		○	1 団体	職員派遣に関する協定	11,877	0	0	0	11,877	総務部 職員課
27	一級建築士資格取得受講経費助成金	一級建築士の資格を取得するために民間の教育機関が実施する講座を自発的に受講する職員に対し、受講に要する費用の一部を助成することにより、建築主事をはじめとする建築業務等に携わる職員の資質及び能力の向上を図る。	一級建築士試験の設計製図試験講座の受講料の一部を助成する。	一級建築士試験の設計製図試験の受験日以前2年間のうちに支払った講座の受講料の総額に2分の1を乗じた額（上限15万円）	○		1 件	西東京市職員一級建築士資格取得受講経費助成金交付要綱	150,000	0	0	0	150,000	総務部 職員課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
28	東京都市町村公平委員会負担金	公平委員会の効率的かつ安定的な審理体制を確保し、さらなる職員の利益の保護と公正な人事権の行使の確保を図る。	1. 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置をとること。 2. 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 3. 前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。 4. 前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属しめられた事務	職員数割1,320千円 均等割35千円			○	1 団体	東京都市町村公平委員会共同設置規約	1,371,000	0	0	0	1,371,000	総務部 職員課
29	自己啓発経費助成金	職員の勤務能率の発揮及び増進等を目的とした、自己啓発に係る経費の助成	通信教育研修、資格取得、自主研究グループ活動に係る経費を助成する。	・通信教育研修：講座修了を条件に講座受講料の2分の1を助成 ・資格取得：資格取得を条件として2万円を上限に受験料等の2分の1を助成 ・自主研究グループ活動：自主研究グループの活動に係る経費を5万円を上限に助成			○	・通信教育研修2件 ・資格取得3件	・西東京市職員研修規則 ・西東京市職員自己啓発経費助成金交付要綱	84,880	0	0	0	84,880	総務部 職員課
30	電子調達情報提供負担金	電子調達システムを使用し、契約事務及び検査事務の円滑な執行を行うため。	都内区市町村等が共同で東京電子自治体共同運営協議会を運営し、電子調達システムの利用を行っており、本システムを使用して電子による入札参加資格審査、入札を実施している。	電子調達サービスの利用に伴う負担金 【経営事項審査データ取得に係る負担金】55,017円 【CORINSデータ利用に係る負担金】7,604円			○	1 団体	東京電子自治体共同運営協議会規約	62,621	0	0	0	62,621	総務部 契約課
31	防犯協会補助金	地域における犯罪及び少年非行の防止等、明るい住み良い街づくりに貢献する。西東京市防犯協会が実施する防犯活動に対して、補助金を交付することにより、市民生活の安全確保に資することを目的とする。	各種犯罪防止及び少年非行の防止のための広報活動・街頭活動（キャンペーン）・防犯パトロール活動をする。	防犯講演会、地区防犯座談会、駅頭防犯キャンペーン、非行防止少年野球大会、広報車による巡回広報など、各種防犯活動に必要な経費について補助する。			○	1 団体	西東京市防犯協会補助金交付要綱	1,316,000	0	0	0	1,316,000	総務部 危機管理課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
32	防犯活動団体補助金	市内で防犯活動を行うために自主的に設立された防犯活動団体に対し、その活動経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、防犯活動の活性化を推進することを目的とする。	市内の防犯パトロールや声かけ運動などに必要な防犯活動資器材・施設使用料・印刷製本費・物品の購入経費・講演会等の講師に対する謝礼の一部を補助する。	各団体が購入した防犯活動資器材等の費用の2分の1以内、1団体上限20万円		○	8 団体	西東京市防犯活動団体補助金交付要綱	264,399	0	0	0	264,399	総務部 危機管理課
33	消防委託負担金	自治体ごとの単独消防では、消防力の有機的機能が発揮できないなどの理由により、消防に関する事務を特別区の消防を管理する都知事をして管理させるため東京都に委託する。	消防に関する事務で、非常備消防及び消防水利を除く事務委託に係る負担金。	地方交付税法第11条の規定により算出する委託市町村の負担額に基づき算出した額		○	1 団体	消防事務委託に関する規約	2,234,204,000	0	0	0	2,234,204,000	総務部 危機管理課
34	三多摩地区消防運営協議会負担金	消防事務委託に伴う三多摩地区の常備消防の運営に関する都の消防計画について、知事に意見を具申し、当該地区における消防行政の円滑な運営と消防力の強化を期する。	消防事務を委託した東京都の市町村長及び議会議長をもって組織している。	会員市均等負担5,000円		○	1 団体	東京都三多摩地区消防団運営協議会会則	5,000	0	0	0	5,000	総務部 危機管理課
35	西東京防火防災協会補助金	西東京防火防災協会が実施する防火防災活動に対して、協会の負担を軽減し、もって災害のない安全で住み良いまちづくりの確保に資する。	防火防災協会の主催又は他の団体等との共催による災害予防活動又は協会運営のための事務費等に対し交付する。	予算の範囲内で補助 475,000円		○	1 団体	西東京防火防災協会補助金交付要綱	475,000	0	0	0	475,000	総務部 危機管理課
36	消防団運営交付金	消防団の円滑な維持運営を実現し、自治体消防活動の責務を果たす。	消防団の会議、訓練・研修等及び消防団の維持運営に関する経費に対し交付する。	本部運営費 350,000円+12,000円×244名 分団運営費 450,000円×12個分団		○	13 団体	西東京市消防団運営交付金交付要綱	8,080,561	0	0	0	8,080,561	総務部 危機管理課
37	消防団員災害補償等市町村負担金	東京都市町村消防団員等公務災害補償条例に基づき、団員等が公務上の災害を受けた場合にその災害によって生じた損害を補償し、合わせて被災団員及びその遺族の生活安定と福祉向上に寄与する。	団員への公務災害補償制度、退職報償金制度等に係る負担金	損害補償費負担金 1,163,642円 退職報償金負担金 4,684,800円 消防事務費負担金 700,042円		○	1 団体	東京都市町村消防団員等公務災害補償条例 東京市町村総合事務組合規約	6,548,484	0	0	0	6,548,484	総務部 危機管理課



## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
38	東京都消防協会負担金	都内消防団相互の連絡協調並びに消防団員の知識等の向上及び福利厚生を図るとともに、東京都が行う消防諸行事に参加協力し、消防思想の普及を徹底し災害を未然に防止し、もって人類共同の福祉増進に寄与する。	都内消防団をもって組織している。	各団均等割 34,111円 定員割 55,128円 世帯割 35,166円 ≒124,400円		○	1 団体	一般社団法人東京都消防協会定款	123,900	0	0	0	123,900	総務部 危機管理課
39	三多摩消防団連絡協議会負担金	三多摩地区内消防相互の連絡協調並びに消防団員の消防知識向上及び福利厚生を図り、消防団の活動を強化するとともに、消防思想の普及等に寄与する。	三多摩地区内市町村消防団長及び副団長をもって組織している。	各団均等割会 30,000円 人員割（正副団長4名、事務局1名） 10,000円×5 団長研修（団長、事務局1名） 22,000円×2		○	1 団体	東京都三多摩地区消防団連絡協議会規約	60,000	0	0	0	60,000	総務部 危機管理課
40	北多摩地区消防団連絡協議会負担金	地区内消防団の連絡協調と団員の福祉増進並びに消防技術の向上を図り、消防団活動を強化するとともに、消防思想を普及し、住民共同の福祉に寄与する。	北多摩地区消防団をもって組織している。	各団均等割160,000円		○	1 団体	東京都北多摩地区消防団連絡協議会会則	37,200	0	0	0	37,200	総務部 危機管理課
41	消火栓新設及び移設等負担金	市町村はその区域内に消火栓を設置した水道業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用、その他その水道が消防用に使用されることにともない増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、協議により相当額を補償し、消防活動に必要な最低限の消防水利の充足に努める。	消火栓の設置、維持管理等の費用を負担する。	管理費27,389,868円 水使用補償金94,132円		○	1 団体	消防法、水道法、地方公営企業法施行令	17,759,225	0	0	0	17,759,225	総務部 危機管理課
42	震災用井戸保存助成金	震災用井戸について、その維持管理に必要な経費の一部を負担することにより、当該井戸の適正な保存を図り、震災時その他水道用水の補給が困難となった場合において、市民の生活用水の確保を図る。	要綱に基づき、震災用井戸に指定された所有者に助成する。	毎年予算の範囲内 1件3,300円		○	165件	西東京市震災用井戸保存助成費交付要綱	557,700	0	0	0	557,700	総務部 危機管理課
43	防災市民組織補助金	地域における防災活動の促進を図るため、自主的に設立された防災市民組織に対し、その活動経費の一部を予算の範囲内で補助する。	防災市民組織の防災資器材等購入経費について交付する。	購入経費の1/2の額（上限20万円）。ただし、申請額が予算額を上回った場合は、補助額を調整する。		○	21団体	西東京市防災市民組織補助金交付要綱	2,179,504	0	0	0	2,179,504	総務部 危機管理課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
44	管理費及び修繕積立負担金	ひばりヶ丘駅前出張所の施設の管理に要する経費に充てる。	敷地、全体共用部分等の通常の管理に要する経費（管理費）及び特別の管理に要する経費（修繕積立金）に充当			○	1 団体	建物の区分所有等に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律並びにマンションの建替えの円滑化等に関する法律	993,027	0	0	0	993,027	市民部 市民課
45	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会負担金	戸籍並びに住民基本台帳に関する諸法令の研究及び改善、進歩を図る。	戸籍・住民基本台帳制度の運用に係る意見交換及び職員対象の初級・中級研修会等の開催			○	1 団体	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会会則	7,000	0	0	0	7,000	市民部 市民課
46	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会北多摩支部負担金	戸籍並びに住民基本台帳事務について研究協議し、適確な事務処理及び能率化を図る。	各ケースの研究及び研究会の開催			○	1 団体	東京都市町村戸籍住民基本台帳事務協議会北多摩支部規約	2,000	0	0	0	2,000	市民部 市民課
47	社会保障・税番号制度個人番号カード等関連事務交付金	通知カード・個人番号カード事務の効率化を図る。	通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金			○	1 団体	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則	66,395,000	66,395,000	0	0	0	市民部 市民課
48	コンビニ交付運営負担金	コンビニ交付導入により、市民サービスの向上と窓口業務の負担低減を図る。	個人番号カードを利用して全国の主要なコンビニエンスストアで証明書等（住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書・課税非課税証明書・戸籍の附票）が取得できる。			○	1 団体	証明書等自動交付サービス契約約款による団体規模運営負担金	4,787,037	0	0	0	4,787,037	市民部 市民課
49	職員福利厚生費交付金	職員の福利厚生のための互助会事業への助成を目的とする。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成			○	1 団体	西東京市職員互助会に関する条例	101,850	0	0	0	101,850	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
50	東京都国民健康保険団体連合会保険者負担金	東京都国民健康保険団体連合会事業の運営費の負担	東京都全市区町村で連合会運営費を負担する。			○	1 団体	国民健康保険法	4,292,085	0	0	0	4,292,085	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
51	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する。	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	1.8円×49,131人介護保険、国保、後期で按分		○	1 団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	6,276	0	0	0	6,276	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
52	療養給付負担金（一般被保険者療養給付費）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、自己負担を除く医療費について医療機関に支払うことを目的とする。	東京都国保連合会が医療機関からの各保険者に対する診療報酬の請求を、保険者に代わり審査し、医療機関への支払を行う。				1 団体 （東京都 国民健康 保険団体 連合会）	国民健康保険法	10,433,896,493	355,000	10,433,541,493	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
53	療養費負担金（一般被保険者療養費）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、自己負担を除く医療費について医療機関に支払うことを目的とする。	被保険者の一部負担を超えた額を被保険者に支給する。				1 団体 （東京都 国民健康 保険団体 連合会）	国民健康保険法	140,264,224	0	140,264,224	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
54	高額療養費（一般被保険者）	病気等で医療費の負担軽減を目的とする。	被保険者の一部負担が限度額を超えた場合、超えた額を被保険者に支給する。				1 団体 （東京都 国民健康 保険団体 連合会）	国民健康保険法	1,461,533,512	0	1,461,533,512	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
55	高額介護合算療養費（一般被保険者）	病気等で医療費の負担軽減を目的とする。	被保険者世帯の年間の一部負担及び介護を合算した額が限度額を超えた場合、超えた額を按分し被保険者に支給する。				1 団体 （東京都 国民健康 保険団体 連合会）	国民健康保険法	174,271	0	174,271	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
56	出産育児一時金	保険者は、被保険者が出産等した場合、保険給付として支給する。	被保険者が出産（死産・流産）した場合、請求により保険給付として支給する。	1人404,000円。 産科医療補償制度加入分娩 機関16,000円加算			1 団体 （東京都 国民健康 保険団体 連合会）	国民健康保険法	45,803,155	0	0	0	45,803,155	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
57	葬祭費	保険者は、被保険者が死亡した場合、保険給付として支給する。	被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った人からの申請により保険給付として支給する。	1人50,000円			212人	国民健康保険法	10,450,000	0	0	0	10,450,000	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
58	結核・精神医療給付金（一般被保険者）	病気等で医療機関にかかった費用額の内、患者負担の軽減を目的とする。	東京都国保団体連合会が医療機関からの各保険者に対する診療報酬の請求を、保険者に代わり審査し、医療機関への支払を行う。				1 団体 （東京都 国民健康 保険団体 連合会）	国民健康保険法	18,894,501	0	18,894,501	0	0	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
59	一般被保険者医療給付費分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。				1 団体 （東京 都）	国民健康保険法	3,981,961,990	14,970,000	231,341,124	19,567,425	3,716,083,441	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
60	一般被保険者後期高齢者支援金等分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。				1 団体 （東京 都）	国民健康保険法	1,376,061,860	0	0	0	1,376,061,860	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計
61	介護納付金分	国保事業に要する費用に充てるための納付金	東京都が推計した納付金を納める。				1 団体 （東京 都）	国民健康保険法	605,608,837	0	0	0	605,608,837	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別 会計

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
62	共同事業拠出金経費	医療技術の高度化や医療給付体制の整備充実に伴い、高額な医療費の影響を緩和するため。	東京都国民健康保険団体連合会 東京都の国保保険者及び都の補助により運営			○	1 団体	国民健康保険法	287	0	0	0	287	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
63	特定健康診査・特定保健指導国保連負担金	東京都国保連合会が行う特定健康診査・特定保健指導に関する事務に要する費用を会員が負担する。	東京都国民健康保険団体連合会 東京都の国保保険者の補助により運営			○	1 団体	高齢者の医療の確保に関する法律	3,402,350	0	0	0	3,402,350	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
64	保養所宿泊助成費	被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。	保養施設と契約して利用者に対し一定額を市が補助する。	大人（13歳以上） 1泊3,000円 子供（3～12歳） 1泊2,000円		○	373人（延べ利用者数）	国民健康保険法	508,000	0	0	0	508,000	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
65	傷病手当金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の休業中の生活を保障することを目的とする。	給与収入を受けている被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定期間休業した方に傷病手当金を支給する。			○	13人	国民健康保険法	2,394,264	0	2,028,000	0	366,264	市民部 保険年金課 ※国民健康保険特別会計
66	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	1.8円×49131人 介護保険、国保、後期で按分		○	1 団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	6,276	0	0	0	6,276	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
67	葬祭費	被保険者が死亡したときに、当該被保険者の葬祭を行ったものに対し、葬祭費の一部を助成することにより当該被保険者の属する世帯の福祉の向上を図ることを目的とする。	被保険者が死亡した場合、その葬祭を行なった人からの申請により保険給付として支給する。	1人50,000円		○	1,279人	西東京市後期高齢者医療に関する条例 西東京市後期高齢者医療葬祭費助成事業実施要綱	63,950,000	0	0	63,950,000	0	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
68	療養給付費負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	病気等で医療機関にかかった費用額のうち、自己負担を除く医療費についての負担金			○	1 団体（東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	1,520,218,333	0	0	0	1,520,218,333	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
69	保険料等負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	各市区町村が被保険者から徴収する保険料に係る負担金			○	1 団体（東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	2,334,035,580	0	0	2,334,035,580	0	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
70	保険基盤安定負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	低所得者等に対する保険料軽減措置に係る負担金	都負担分3/4 市負担分1/4 都支出金は一般会計歳入		○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	373,875,175	0	277,868,440	0	96,006,735	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
71	広域連合事務費負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	広域連合の運営に必要な事務費等に係る負担金			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	65,950,542	0	0	0	65,950,542	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
72	保険料軽減措置負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	保険料軽減措置に係る負担金			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	133,629,138	0	0	0	133,629,138	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
73	前年度保険料等負担金	都道府県単位ですべての市区町村が加入する広域連合を運営主体とするため、運営に必要な経費を各市区町村で負担する。	各市区町村が被保険者から徴収する保険料に係る負担金（前年度精算分）			○	1 団体 （東京都後期高齢者医療広域連合）	・東京都後期高齢者医療広域連合規約 ・東京都後期高齢者医療広域連合関係区市町村負担金規則	2,671,650	0	0	0	2,671,650	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
74	保養所宿泊助成費	西東京市が契約する保養施設を西東京市後期高齢者医療に関する条例第3条に規定する被保険者の利用に供することにより、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とする。	保養施設と契約して利用者に対し一定額を市が補助する。	1人1泊3,000円		○	230人（延べ利用者数）	西東京市後期高齢者医療保険保養施設利用補助要綱	508,000	0	0	0	508,000	市民部 保険年金課 ※後期高齢者医療特別会計
75	オンライン資格確認等システム運営負担金	医療機関がマイナンバーカードから被保険者の資格情報をオンラインで確認することを目的とする。	国民健康保険中央会が運営するオンライン資格確認等システムに係る負担金	1.77円×41,648人（令和2年3月末加入者数）×12月		○	1 団体 （国民健康保険中央会）	国民健康保険法	884,592	0	0	0	884,592	市民部 保険年金課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
76	東京税務協会負担金	地方税財政制度の実務研究、関係資料の収集、講習及び納税思想の普及宣伝等を行い税務行政の円滑な運営に寄与し、地方財政の確立に資することを目的とする。	・地方税財政制度の調査研究 ・講演会等の開催 ・研究誌及び印刷物の頒布 ・納税思想の普及宣伝 ・国、都及び区市町村の税財政制度運営に関する業務の協力	東京都及び区市町村が負担する同協会の分担金を市町村が均等割額と税割割額によりその6分の1を負担する。		○	1 団体	公益財団法人東京税務協会「寄付行為第3章第5条第3号」	79,100	0	0	0	79,100	市民部 市民税課
77	地方税共同機構負担金	地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的とする。	・エルタックス（地方税ポータルシステム） ・国税連携（確定申告データを電子データとして市町村に送信） ・年金特徴の經由機関業務	基礎負担金 241,000円 電子申告等関係費負担金 3,851,000円 エルタックス次期更改準備資金 186,000円 国税連携関係費負担金 770,000円 經由機関業務関係費負担金 308,000円 扶養親族等申告書刷成費負担金 6,414円		○	1 団体	地方税共同機構負担金規程	5,362,414	0	0	0	5,362,414	市民部 市民税課
78	資産評価システムセンター負担金	資産の状況及びその評価の方法に関する調査研究等を行い、もって国、地方公共団体等の諸施策の推進に資することを目的とする。	・調査研究事業 ・研修事業 ・情報収集提供事業 ・評価の均衡化・適正化推進事業	『人口20万人以上50万人未満の市』に該当する為120,000円		○	1 団体	財団法人資産評価システム研究センター会員規程	120,000	0	0	0	120,000	市民部 資産税課
79	共同収納手数料負担金	地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的とする。	・エルタックス（地方税ポータルシステム）	共同収納手数料負担金		○	1 団体	地方税共同機構負担金規程	39,975	0	0	0	39,975	市民部 納税課
80	軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金	環境性能に優れた自動車の普及等により、自動車による環境負荷の低減を図るとともに、地方の財源確保に資する税制上の仕組みを構築する。	軽自動車を取得したときに課税される税。当分の間は東京都が賦課徴収を行う。	払込額に100分の5を乗じて得た金額		○	1 団体	地方税法附則第29条の16及び地方税法施行令附則第15条の2の4	323,440	0	0	0	323,440	市民部 納税課
81	社会を明るくする運動実施委員会補助金	罪を犯した者の更生に理解を深め、明るい社会を目指す同会の運営費を補助することにより福祉の向上を目指す。	同会の事業費（需用費、使用料及び貸借料等）に関する経費を補助	西東京市社会を明るくする運動補助金交付要綱に基づく事業費の補助（補助基準額）事業費 60,000円		○	1 団体	西東京市社会を明るくする運動助成金交付要綱	48,000	0	0	0	48,000	健康福祉部 地域共生課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
82	民生委員児童委員協議会補助金	本協議会の事業の運営に要する経費を補助することにより、同協議会の円滑な運営を図り、もって本市の地域福祉の推進に資することを目的とする。	同会の研修費、事務費等に関する経費 全国民生委員児童委員連合会会費の負担 東京都民生児童委員連合会連合会会費の負担	西東京市民生委員児童委員協議会運営費等補助金交付要綱に基づく本協議会の運営に要する経費の補助（補助基準額） 協議会運営事業費 246,000円 地区協議会活動事業費 1,180,000円  全国民生委員児童委員連合会負担事業：民生委員児童委員1人当たり年額700円 東京都民生児童委員連合会負担事業： 民生委員児童委員1人当たり年額5,400円		○	1 団体	西東京市民生委員児童委員協議会運営費等補助金交付要綱	1,138,100	0	1,138,100	0	0	健康福祉部 地域共生課
83	北多摩地区保護観察協会負担金	本協会の経費を負担することにより、北多摩地区内の犯罪予防更生事業の強化を図り、地域社会の健全育成に寄与するために、同地域内17市が負担金を支出する。	北多摩地区内の犯罪予防更生事業の強化を図り、地域社会の健全育成に寄与するために、同地域内17市が負担金を支出する。	管内の市の負担額 当該年度の前年の10月1日現在の人口（外国人住民数を除く。）に7円を乗じた額		○	1 団体	北多摩地区17市の市長会にて負担額を決定した。	1,405,950	0	0	0	1,405,950	健康福祉部 地域共生課
84	北多摩北地区保護司会西東京分区分補助金	本団体に補助金を交付することにより保護司の使命達成に資する事業及び活動を推進し、もって地域の犯罪・非行の予防に資する。	同会の研修費、広報費、事務費に関する経費	北多摩北地区保護司会西東京分区分運営費等補助金交付要綱に基づく補助（補助基準額） 事務費 85,000円 事業費 275,000円		○	1 団体	北多摩北地区保護司会西東京分区分運営費等補助金交付要綱	118,000	0	0	0	118,000	健康福祉部 地域共生課
85	地域社会福祉協議会運営費補助金	社会福祉協議会の運営に要する経費の一部を補助することにより住民参加の地域福祉活動を促進し、地域社会の福祉水準の向上を図る。	人件費、管理運営費、普及宣伝、福祉行事、低所得者世帯援護、在宅福祉サービス事業、ふれあいのまちづくり推進事業等の	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助金交付要綱に基づく社会福祉協議会運営事業費その他個別の事業に要する経費の補助		○	1 団体	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会に対する運営費等補助要綱	167,621,000	0	3,400,000	0	164,221,000	健康福祉部 地域共生課
86	シルバー人材センター運営費補助金	シルバー人材センターの運営に要する経費の一部を補助することにより、健全な運営を確保し、高齢者の生きがいとしての働く場を提供し、もって高齢者福祉及び地域福祉の向上に寄与する。	運営事業（職員の任用、管理運営業務）、就業機会拡大支援事業	公益社団法人西東京市シルバー人材センターに対する運営費等補助金交付要綱に基づく運営費（人件費等）及び公益目的事業費の補助		○	1 団体	高齢者等の雇用の安定等に関する法律 東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱 公益社団法人西東京市シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱	44,400,000	0	12,495,000	0	31,905,000	健康福祉部 地域共生課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
87	評価受審費補助金（社会福祉総務費）	東京都が実施している福祉サービス第三者評価システムを活用し、広く普及させ、もって利用者本位の福祉の実現を図り、市民の福祉の向上に資することを目的とし、補助金を交付する。	市内の福祉サービス提供事業者（都が定めた評価実施対象サービス）が都の認証評価機関による第三者評価を実施し、評価内容を公表することに同意した場合、交付要綱に基づき補助金を交付する。	市内の福祉サービス提供事業者が都の認証評価機関による第三者評価を受審した際の受審費の補助をする。 1 サービス上限15万円。ただし、認知症高齢者グループホームは上限60万円		○	15事業所	・社会福祉法第78条（福祉サービス提供事業者の努力義務） ・西東京市福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱	3,362,000	0	3,362,000	0	0	健康福祉部 地域共生課
88	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付が利用できない世帯が存在する。こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、またそれが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、総合支援資金の再貸付が終了している世帯等に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。	西東京市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱に基づく支給対象者へ世帯員の数に応じ支援金を支給する。 1人：6万円 2人：8万円 3人以上：10万円 支給期間は3月とする。		○	366件	西東京市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱	68,120,000	68,120,000	0	0	0	健康福祉部 地域共生課
89	住民税非課税世帯等臨時特別給付金	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）の手指を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金給付事業を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として住民税非課税世帯等hh字特別給付金を給付する。	西東京市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務実施要綱に基づく給付対象者へ1世帯あたり10万円を給付する。		○	16,643件	西東京市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務実施要綱	1,664,300,000	1,664,300,000	0	0	0	健康福祉部 地域共生課



## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
90	後見等報酬助成費	後見等報酬費用の負担が困難な者に対し、後見人等に支払う報酬相当額を助成することにより、成年後見制度の推進を図り、もって判断能力が低下した者の権利を擁護する。	西東京市後見等報酬費用の助成等に関する要綱に基づき、市長申立てにより成年後見人、被保佐人又は被補助人となった者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者、後見等報酬費用を支払うことにより生活保護法による保護の基準を下回る者に後見等報酬費用を助成する。	西東京市後見等報酬費用の助成等に関する要綱に基づく生活保護基準を上限とした報酬相当額の助成	○		11人	西東京市後見等報酬費用の助成に関する要綱	1,311,000	0	1,311,000	0	0	健康福祉部 地域共生課
91	生活協力員家賃補助金	シルバーピアの入居者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう緊急時の対応等のサービスを提供するために設置する生活協力員の家賃補助	都営住宅シルバーピアの生活協力員家賃を補助する。	家賃相当分	○		4人	シルバーピア生活援助員等設置要綱	4,375,260	0	0	0	4,375,260	健康福祉部 高齢者支援課
92	生活協力員研修費負担金	シルバーピアの入居者が安全かつ快適な生活を営むことができるよう緊急時の対応等のサービスを提供するために設置する生活協力員の研修	財団法人高齢者住宅財団が主催する研修に生活協力員を派遣する場合必要な負担金を補助する。	1人あたり11,000円を上限とした額	○		5人	シルバーピア生活援助員等設置要綱	20,000	0	10,000	0	10,000	健康福祉部 高齢者支援課
93	老人クラブ運営費補助金	市内の高齢者クラブが行う補助対象となる活動に対して、その事業費の一部を補助し、高齢者の幅広い社会参加活動を通じて、自らの生きがいや健康保持等地域高齢者福祉の増進を図る。 ※本市では、老人福祉法に基づく老人クラブを「高齢者クラブ」という名称で活動している。	補助金の交付を受けようとする年度の4月1日現在において、満60歳以上の西東京市民がおおむね30名以上集まった団体で「社会奉仕活動（環境美化活動・地域福祉施設への慰問活動等）」、「健康を進める活動（軽スポーツ等の普及・実践活動等）」、「生きがいを高める活動（各種文化活動・研修会等）」、「その他の社会活動（総会、役員会、定例会等）」すべての活動を年間通し計画的に実施していることが条件で補助金を交付する。 4/1～3/31までの活動終了後、事業実績や活動費の報告により補助金精算を行う。	以下①、②の額の合計額。 ①市民会員数に応じた区分による月額×当該会計年度内の活動見込月数 ②市民会員数×100円×当該会計年度内の活動見込月数 ※市民会員数に応じた区分による月額は以下のとおり。 ・おおむね30人以上49人以下：19,000円 ・50人以上69人以下：24,000円 ・70人以上89人以下：29,000円 ・90人以上109人以下：34,000円 ・110人以上：39,000円	○		26団体	老人クラブ等運営費補助金交付要綱	7,748,007	0	5,270,986	0	2,477,021	健康福祉部 高齢者支援課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
94	老人クラブ連合会運営費補助金	市内の高齢者クラブ連合会が行う補助対象となる活動に対して、その事業費の一部を補助し、高齢者の幅広い社会参加活動を通じ、自らの生きがいや健康保持等地域高齢者福祉の増進を図る。	単位クラブで結成し運営。「一般事業活動」、「特別事業活動」、「健康づくり活動」、「行事活動」への取り組み等に対して補助金を交付する。 4/1～3/31までの活動終了後、事業実績や活動費の報告により補助金精算を行う。	(1) 一般事業 216,000円 +@67円×高齢者クラブ連合会加入人数 (2) 特別事業 180,000円 (3) 健康づくり活動事業 180,000円 (4) 行事活動費 20,000円×高齢者クラブ連合会加入クラブ数 上記の額の合計額		○	1 団体	老人クラブ等運営費補助金交付要綱	1,076,513	0	192,000	0	884,513	健康福祉部 高齢者支援課
95	老人保健施設等建設費補助金	介護老人保健施設の整備を促進し、もって医療環境と老人福祉の向上を図る。	老人保健施設が地域の在宅介護支援に貢献していくために、建設費の一部を助成する。			○	2 件	介護老人保健施設整備費補助金交付要綱	2,842,608	0	0	0	2,842,608	健康福祉部 高齢者支援課
96	介護保険利用者負担軽減（国制度・社会福祉法人等）	低所得者で生計困難な人の介護保険サービス利用の促進を図る。	社会福祉法人等が生計困難な低所得者に対してサービス利用料を軽減した場合、当該社会福祉法人に軽減に要した費用の一部を助成する。	利用料の軽減を実施した社会福祉法人等に対して軽減に要した費用の2分の1を助成		○	4 団体 (5人)	西東京市社会福祉法人等の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	318,706	160,000	52,000	0	106,706	健康福祉部 高齢者支援課
97	介護保険利用者負担軽減（都制度・介護サービス提供事業者）	低所得者で生計困難な人の介護保険サービス利用の促進を図る。	介護サービス提供事業者が生計困難な低所得者に対してサービス利用料を軽減した場合、当該介護サービス提供事業者に軽減に要した費用の一部を助成する。	利用料の軽減を実施した介護サービス提供事業者に対して軽減に要した費用の2分の1を助成		○	5 団体 (6人)	西東京市介護保険サービス提供事業者の生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱	49,442	0	26,000	0	23,442	健康福祉部 高齢者支援課
98	介護保険利用者負担軽減（市制度）	低所得者で生計困難な人の訪問看護のサービス利用料を軽減し、医療的なケアが必要で在宅療養生活を送る高齢者を支援する。	生計困難な低所得者が訪問看護を利用した場合、自己負担額を軽減するため、費用の一部を助成する。	介護保険の訪問看護を利用した場合、自己負担額の4分の1を補助		○	28人	西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱	227,651	0	0	0	227,651	健康福祉部 高齢者支援課
99	介護職員初任者研修等受講費助成金	多様化するニーズに対応したホームヘルプサービスを提供できる介護職員等の人材確保を図ることを目的とする。	市内在住、在勤の方を対象として、介護職員初任者研修等の受講費用の一部を助成する。	介護職員初任者研修過程の受講料であって、助成対象者が当該研修を実施した養成機関に支払った額の全額（1,000円未満切り捨て）又は50,000円のうち、いずれか低い額		○	16人	西東京市介護職員初任者研修受講料助成金交付要綱	784,000	0	378,000	0	406,000	健康福祉部 高齢者支援課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
100	介護事業所等運営補助金	西東京市内で事業を継続する介護事業所等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する費用の一部を補助する。	感染症対策等に要する費用の一部を補助する。	居宅サービス事業所・介護保険施設：250千円、居宅介護支援事業所福祉用具貸与・販売：50千円		○	84法人 (180事業所)	西東京市新型コロナウイルス感染症対策介護事業所等運営補助金交付要綱	35,959,890	0	33,452,000	0	2,507,890	健康福祉部 高齢者支援課	
101	高齢者施設等PCR検査等経費補助金	西東京市内に事業所を有する高齢者施設等のうち、重症化するリスクの高い者の集団で形成される施設等に対し、積極的にPCR検査等を行うことで、感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることを目的とする。	PCR検査に係る費用の一部を補助する。	20千円（1人1回当たり）		○	46事業所	西東京市新型コロナウイルス感染症対策高齢者施設等PCR検査等経費補助金交付要綱	10,546,688	0	10,546,600	0	88	健康福祉部 高齢者支援課	
102	看護小規模多機能型居宅介護事業費補助金	要介護状態にある高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での生活を支えるための地域密着型サービス等の整備に係る開設経費を補助する。	施設整備に係る開設準備経費を補助する。	839千円×定員数		○	1事業所	西東京市地域密着型サービス施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱		0	0	0	0	健康福祉部 高齢者支援課	
103	介護予防・生活支援サービス事業費	介護保険の被保険者等が必要支援状態等に関して必要な事業費の給付を行う。	①市独自基準の訪問型サービス ②市独自基準の通所型サービス ③従前の予防訪問介護相当のサービス ④従前の予防通所介護相当のサービス ⑤住民主体の訪問型サービス ⑥住民主体の通所型サービス	①②③④サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付 ⑤1団体月2,000円補助 ⑥1団体月上限15,000円補助		○	○	要支援認定者及び事業対象者数 2,547人 (令和3年度末)	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業補助金要綱	235,880,882	85,148,495	29,460,834	91,810,719	29,460,834	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
104	職員福利厚生費交付金	職員互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成	交付額400,000円 超過交付返還金 △203,286円		○	1団体	西東京市職員互助会に関する条例		0	0	0	0	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計	

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
105	特別徴収経由事務負担金	保険料を年金から特別徴収する	年金保険者と市間の年金天引きに係るデータ授受に関し、国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行う。この経由事務にかかる事務経費について市が負担する。	1.8円×48,628人 介護保険、国保、後期で按分			○	1 団体	保険料等の特別徴収に係る経由事務負担金規程（東京都国民健康保険団体連合会）	6,276	0	0	0	6,276	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
106	居宅介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態等に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における居宅介護サービス（訪問介護、通所介護、入浴サービス等）、福祉用具の購入費、住宅改修費	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付			○	要介護認定者数 10,936人 （令和3年度末）	介護保険法	8,839,074,008	2,294,086,617	1,199,465,661	4,239,844,483	1,105,677,247	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
107	施設介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における介護老人福祉施設等の施設介護サービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付			○	要介護認定者数 10,936人 （令和3年度末）	介護保険法	4,583,059,662	1,009,538,067	802,035,441	2,198,603,696	572,882,458	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
108	地域密着型介護サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態に関して必要な保険給付を行う。	高齢者が住み慣れた地域での生活を継続する為生活圏域ごとのサービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付			○	要介護認定者数 10,936人 （令和3年度末）	介護保険法	1,579,161,789	426,777,636	197,350,642	757,682,869	197,350,642	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
109	特定入所者介護サービス等費	低所得者が、介護保険施設などを利用した際に支払う、食費と居住費（滞在費）の自己負担の急騰を防ぐ。	介護保険法の改正（H17.10.1施行）により、食費や居住費（滞在費）が保険給付の対象から除外され自己負担になったことに伴う、低所得者の負担の軽減	食費及び居住費（滞在費）の基準費用額（厚生労働大臣が定める）から所得の状況に応じて定められた負担限度額を控除した額を補助			○	要介護認定者数 10,936人 （令和3年度末）	介護保険法	313,380,178	70,032,631	53,839,034	150,335,991	39,172,522	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
110	介護予防サービス等保険給付費	介護保険の被保険者が要支援状態に関して必要な保険給付を行う。	介護保険における居宅支援サービス（訪問介護、通所介護、入浴サービス等）、福祉用具の購入費、住宅改修費	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付			○	要介護認定者数 10,936人 （令和3年度末）	介護保険法	194,439,202	50,087,436	26,769,715	93,277,151	24,304,900	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
111	地域密着型介護予防サービス等保険給付費	介護保険の被保険者の要介護状態に関して必要な保険給付を行う。	高齢者が住み慣れた地域での生活を継続する為生活圏域ごとのサービス	サービス利用した場合、費用の9割、8割又は7割を給付			○	要介護認定者数 10,936人 （令和3年度末）	介護保険法	2,433,073	657,601	304,134	1,167,204	304,134	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
112	特定入所者介護予防サービス等費	低所得者が、ショートステイを利用した際に支払う、食費と滞在費の自己負担の急騰を防ぐ。	介護保険法の改正（H.17.10.1施行）により、食費や滞在費が保険給付の対象から除外され自己負担になったことに伴う、低所得者の負担の軽減	食費及び滞在費の基準費用額（厚生労働大臣が定める）から所得の状況に応じて定められた負担限度額を控除した額を補助			○	要介護認定者数 10,936人 （令和3年度末）	介護保険法	44,012	11,895	5,502	21,113	5,502	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
113	高額介護サービス等保険給付費	介護保険のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険における居宅介護サービス、施設介護サービス、居宅支援サービスの自己負担の軽減	1割、2割又は3割の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要介護認定者数 10,936人 (令和3年度末)	介護保険法	476,375,227	128,752,792	59,546,903	228,528,629	59,546,903	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
114	高額医療合算介護サービス等保険給付費	介護保険のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険と医療保険における居宅介護サービス、施設介護サービス、居宅支援サービスの自己負担の軽減	世帯内で一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要介護認定者数 10,936人 (令和3年度末)	介護保険法	70,276,820	18,994,138	8,784,603	33,713,476	8,784,603	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
115	高額介護サービス費負担金	介護予防・生活支援サービス事業のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護予防・生活支援サービス事業の自己負担の軽減	1割、2割又は3割の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要支援認定者及び事業対象者数 2,547人 (令和3年度末)	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	479,469	123,846	59,934	235,755	59,934	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
116	高額医療合算介護サービス費負担金	介護予防・生活支援サービス事業のサービスの利用料が高額となり、利用者の家計の著しい負担となるのを防ぐ。	介護保険と医療保険における介護予防・生活支援サービス事業の自己負担の軽減	世帯内で一定額を超えた場合、その超えた部分を補助	○		要支援認定者及び事業対象者数 2,547人 (令和3年度末)	介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	449,537	116,114	56,192	221,039	56,192	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
117	認知症施策推進補助金	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域で支える場として認知症カフェを運営する団体に補助金を交付する。	認知症カフェを運営する団体にに対し補助金を交付する。	1団体あたり実施月数×2,000円を上限とした額	○	8団体		西東京市認知症カフェ事業費補助金交付要綱	46,475	18,059	9,029	10,789	8,598	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計
118	地域介護予防活動支援事業補助金	年齢又は心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を行う。	介護予防に資する住民主体の通いの場等を運営する団体に対し、補助金を交付する。	1団体月上限15,000円補助	○	27団体		介護保険法 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 西東京市介護予防・日常生活支援総合事業補助金要綱	1,505,856	702,318	184,094	435,351	184,094	健康福祉部 高齢者支援課 ※介護保険特別会計

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
119	北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会負担金	西東京市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市の5市の障害福祉担当部署や医療機関等で協議会を構成。協議会は、困難な課題を抱えている高次脳機能障害者とその家族を地域で支え、その生活の質の向上に資することを目的とする。	・講演会や症例検討会等の人材養成事業 ・ネットワーク構築及び特に在宅時の支援を充実するための方策検討 ・当事者・家族会の支援	協議会の活動に要する経費は、5市の障害福祉担当部署負担金をもって充てる。 1 団体30,000円		○	1 団体	北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	健康福祉部 障害福祉課
120	地域福祉振興事業運営費補助金（福祉団体運営費補助金）	西東京市における福祉団体の育成並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。	西東京市における福祉団体の運営に対し、その経費の一部を助成する。	団体の整備拡充、管理運営等に要する経費の一部		○	9 団体	西東京市福祉団体運営費補助金交付要綱	3,854,458	0	2,006,000	0	1,848,458	健康福祉部 障害福祉課
121	地域福祉振興事業運営費補助金	地域福祉の振興を図ることを目的とする。	西東京市において活動をする福祉団体が行う地域福祉振興事業に対し、経費の一部を補助する。	在宅福祉事業の運営に要するコーディネーター人件費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等の一部		○	2 団体	西東京市地域福祉振興事業運営費補助金交付要綱	3,500,000	0	0	0	3,500,000	健康福祉部 障害福祉課
122	日中活動系サービス推進事業費補助金	日中活動系サービスを利用する障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。	日中活動系サービスの実施に要する費用の一部を補助する。	1 基本補助額：17,000円×年間延べ登録者数（定員が上限） 2 その他、メニュー選択式加算、障害者等雇用加算 3 福祉サービス第三者評価の受審経費補助600,000円		○	16事業所	西東京市障害者日中活動系サービス推進事業費補助金交付要綱	128,726,000	0	128,726,000	0	0	健康福祉部 障害福祉課
123	グループホーム等防火設備整備費補助金	地域を交えた防災訓練を開催し、又は防災に関する講習会等へ参加する際の費用の一部を補助することにより、より安全な障害者グループホーム等の推進を図る。	地域を交えた防災訓練を開催し、又は防災に関する講習会等へ参加するグループホームに対し補助を行う。	防災訓練開催事業 防災訓練の開催1件当たり 4万円 外部防災講習受講事業 防災に関する講義及び実務講習のある講習会等に参加した従業者等1人当たり 5千円		○	2 事業所	西東京市障害者グループホーム防災対策事業費等補助金交付要綱	30,000	0	15,000	0	15,000	健康福祉部 障害福祉課
124	障害者施設等PCR検査等経費補助金	新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障害者を支援する西東京市内の障害者施設又は事業所が実施するPCR検査又は抗原定量検査に要する費用の一部を補助し、検査を進め感染拡大を防止することを目的とする。	新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い障害者を支援する西東京市内の障害者施設又は事業所が実施するPCR検査又は抗原定量検査に要する費用の一部を補助する。	PCR検査等を受ける者1人当たり2万円		○	検査人数 284名 15事業所	西東京市新型コロナウイルス感染症対策障害者施設等PCR検査等経費補助金交付要綱	15,792,790	0	0	0	15,792,790	健康福祉部 障害福祉課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
125	障害福祉サービス事業者生産活動活性化支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生産活動等が減少した西東京市内の障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、生産活動を活性化するために要する費用の一部を補助する。	生産活動等が減少した西東京市内の障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、生産活動を活性化するために要する費用の一部を補助する。	1事業所当たり50万円		○	19事業所	西東京市障害福祉サービス事業者生産活動活性化支援事業費補助金交付要綱	9,500,000	0	0	0	9,500,000	健康福祉部 障害福祉課
126	新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業者運営補助金	西東京市内の事業所において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、障害福祉サービス等を継続して実施できることを目的とする。	感染の拡大を防止するための経費や事業を継続するために経費の一部補助を行う。	1事業所につき25万円		○	102事業所	新型コロナウイルス感染症対策障害福祉サービス事業者運営費補助金交付要綱	25,344,776	0	0	0	25,344,776	健康福祉部 障害福祉課
127	障害者（児）施設防犯緊急対策事業費補助金	障害福祉サービス事業所等に対し、防犯設備の設置及び修繕に係る費用の一部を補助することで、事業所の利用者の安全確保を図ることを目的とする。	障害者総合支援法に基づき運営する障害福祉サービス事業所、福祉ホーム等、児童福祉法に基づき運営する児童発達支援センター等及び重度身体障害者グループホーム事業の防犯対策を強化する工事に対し補助を行う。	防犯設備等を整備するために必要な工事に係る費用（防犯カメラの設置など）の一部 補助金の額：補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数切り捨て） 補助金の限度額：1施設100万円（1施設1回限り）		○	2事業所	西東京市障害者福祉施設防犯設備整備補助金交付要綱	1,183,000	0	0	0	1,183,000	健康福祉部 障害福祉課
128	献血推進協議会補助金	同会の活動を強化し、血液の供給体制の円滑化と献血制度の適正な運営を確保する。	献血者への粗品代や同会の事務費等に関する経費を補助する。	808,000円 （会議費：56,000円、事業費：752,000円）		○	1団体	西東京市献血推進協議会運営費等補助金交付要綱	709,605	0	0	0	709,605	健康福祉部 健康課
129	昭和病院分担金	組織市（小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市及び西東京市）の住民の健康を保持する。	医療法に定める公的医療機関としての病院の設置及び管理に関する事務、これに関連する保健衛生事務を共同処理する。	事業収入、補助金、都負担金その他の収入によるものほか、組織市の分賦金をもって支弁する。経常算出分（均等割10%、患者割90%）		○	1団体	昭和病院組合同約	197,528,000	0	0	0	197,528,000	健康福祉部 健康課
130	救急業務連絡協議会負担金	救急病院及び救急診療所、救急協力医療機関並びに救急関係機関と消防署との連絡を密にして、救急業務の適正化、円滑化を図る。	目的を達成するための事業に要するための会費	会費50,000円		○	1団体	西東京救急業務連絡協議会規約	50,000	0	0	0	50,000	健康福祉部 健康課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
131	専用水道事務等委託負担金	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生確保	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生を確保することにより、市民が安全で快適な日常生活を送れる。	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道等及び飲用に供する井戸等の衛生確保に関する事務の管理及び執行に要する経費		○	1 団体	西東京市専用水道事務等の事務委託に関する規約	4,114,154	0	0	0	4,114,154	健康福祉部 健康課
132	健康都市連合負担金	健康都市に取り組んでいる都市のネットワークを広げることで、各都市の経験を生かしながら、国際的な協働を通して健康都市の発展のための知識や技術を開発する。	WHO健康都市に関する普及啓発事業、調査研究事業、健康都市連合憲章の普及啓発事業等に対しての経費の一部を負担。	1、健康都市連合（年額500US\$）51,950円 2、健康都市連合日本支部 10,000円		○	2 団体	健康都市連合憲章	61,950	0	0	0	61,950	健康福祉部 健康課
133	骨髄移植ドナー支援奨励金	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者等に対して奨励金を支給して支援する。	公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者等（ドナー）や、ドナーを雇用している事業所に対して、奨励金を支給する。	ドナー：1日につき2万円（上限7日間） 事業所：1日につき1万円（上限7日間）	○	○	1 人	西東京市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱	140,000	0	140,000	0	0	健康福祉部 健康課
134	発熱外来運営費補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、発熱患者の受け入れが難しい医療機関が増えてきたため、西東京市医師会が開設する西東京市医師会発熱外来の円滑な運営を図る。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、発熱患者の受け入れが難しい医療機関が増えてきたため、西東京市医師会が開設する西東京市医師会発熱外来の円滑な運営を図る。	令和2年4月から6月：1日につき63,000円 令和2年7月以降：1日につき103,000円		○	1 団体	西東京市医師会新型コロナウイルス感染症発熱外来運営費補助金交付要綱	25,029,000	0	0	0	25,029,000	健康福祉部 健康課
135	昭和病院新型コロナウイルス感染症特別財政支援金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続が困難な状況にある公立昭和病院企業団に対して、構成市として支援する。	新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続が困難な状況にある公立昭和病院企業団に対して、構成市として支援する。	令和2年度通常分賦金と同じ算定方法により、総額5億円を7市で按分		○	1 団体	昭和病院企業団開設者協議会		0	0	0	0	健康福祉部 健康課
136	食品衛生責任者講習会負担金	児童発達支援センター化に伴う給食提供体制を構築するため。	児童発達支援センター化に伴う給食提供体制を構築するため。	講習会1名参加費12,000円		○	1 団体	一般社団法人 東京都食品衛生協会	12,000	0	0	0	12,000	健康福祉部 健康課
137	新型コロナウイルス感染症対策子供食の確保事業費補助金	新型コロナウイルス感染症に伴い「子供の食の確保」への緊急対応策として、地域の子供やその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組を行う子供食堂を支援する。	食事の提供（子供食堂等で調理・用意したお弁当や食材を配布、または宅配でお弁当を子供の自宅へ届けるなど）を行う子供食堂等を支援する。	1 食堂（年額）1,700,000円を上限		○	8 団体	新型コロナウイルス感染症対策子供食の確保事業費補助金交付要綱	4,751,000	0	4,751,000	0	0	子育て支援部 子育て支援課



## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
138	子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、18歳以下の子育て世帯に臨時特別の一時金を支給する。	児童手当・本則給付に係る令和3年9月分の受給者、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童を養育している者であって児童手当・本則給付の受給者に準ずる者（施設設置者を含む。）、令和4年3月末までに出生した新生児の児童手当・本則給付の受給者に給付金を支給する。	対象児童一人につき100,000円	○		24364人	令和3年度西東京市子育て世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱	2,436,400,000 ※決算書の額は、 国庫返還金の 12,650,000円含む	2,436,400,000	0	0	0	子育て支援部 子育て支援課
139	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、失業や収入減の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、当該世帯の家計の経常収支の悪化に対する支援を行うため、児童扶養手当受給世帯等を対象に給付金を支給する。	①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方 ②公的年金等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方に給付金を支給する。	対象児童一人につき50,000円	○		1,390人	令和3年度西東京市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱	69,500,000	69,500,000	0	0	0	子育て支援部 子育て支援課
140	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯年齢到達者分）	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の対象者が令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方となり、政策決定がなされた令和3年3月で18歳の年度末に達し、児童扶養手当の資格を喪失した児童等に対して、国制度と同様の支援を行うため、市独自で給付金を支給する。	令和3年3月分の児童扶養手当を支給されている者であって、①児童が18歳の年度末に達し資格が喪失した方②令和3年3月に受給資格喪失の決定がされた方に給付金を支給する。	対象児童一人につき50,000円	○		147人	令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱	7,350,000	0	0	0	7,350,000	子育て支援部 子育て支援課
141	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の世帯分）	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計の経常収支は大きく悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響による損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に給付金を支給する。	令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者であって、平成15年（特別児童扶養手当の対象児童の場合は平成13年）4月2日から令和4年2月28日生まれた児童を養育している方に給付金を支給する。	対象児童一人につき50,000円	○		1,851人	西東京市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱	92,550,000	92,550,000	0	0	0	子育て支援部 子育て支援課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
142	養育費確保支援事業補助金	ひとり親等の生活を安定させるため、養育費の未払いが発生した場合に保証会社が立て替えるする養育費保証契約をひとり親等が保証会社と締結する際の本人負担費用（保証料）を西東京市（以下「市」という。）が補助するとともに、養育費を確実に受け取ることができるようひとり親等の養育費の取決め内容の債務名義化を市が促進し、継続した履行確保を図ることを目的とする。	補助対象者が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として補助対象者が負担する費用を補助する。	5万円を上限とし、1月の養育費の額と比較していずれか少ない額とする。	○		1人	西東京市養育費確保支援事業補助金交付要綱	40,000	20,000	10,000	0	10,000	子育て支援部 子育て支援課
143	私立幼稚園保護者補助金	私立幼稚園に在園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	幼稚園に在園している幼児の保護者に対して市民税の所得割課税額に基づく補助区分により補助する（第1子・第2子・第3子以降で補助金額が異なる）。	所得割課税額の補助区分は、都に準じる。補助金額（月額）は、都基準+5,200円を上限とする。	○		29643件	西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	151,344,900	0	54,971,200	0	96,373,700	子育て支援部 幼児教育・保育課
144	類似施設保護者補助金	幼稚園類似施設に在園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	幼稚園類似施設に在園する幼児の保護者に対して市民税の所得割課税額に基づく階層区分により補助する（第1子・第2子・第3子以降で補助金額が異なる）。	所得割課税額の補助区分は、都に準じる。補助金額（月額）は、都基準+11,700円を上限とする。	○		591件	西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	15,750,800	0	12,470,300	0	3,280,500	子育て支援部 幼児教育・保育課
145	無認可幼児施設保護者補助金	無認可幼児施設に在園する幼児の保護者に対して補助することにより保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。	無認可幼児施設に在園する幼児の保護者に対して補助する。	補助上限額（月額） 25,700円	○		125件	西東京市私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱	3,119,600	0	0	0	3,119,600	子育て支援部 幼児教育・保育課
146	私立幼稚園補助金	私立幼稚園に対して補助金を交付することにより、幼児教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	私立幼稚園が、園児教育の向上及び充実を図ることを目的として実施する有益性のある事業、教職員の資質の向上と教育内容の充実を目的として実施する事業及び園児の健康を維持することを目的として実施する事業に要する経費の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内	○		13施設	西東京市私立幼稚園補助金交付要綱	4,879,300	0	0	0	4,879,300	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
147	私立幼稚園類似施設補助金	私立幼稚園類似施設に対して補助金を交付することにより、幼児教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	私立幼稚園類似施設が、園児教育の向上及び充実を図ることを目的として実施する有益性のある事業、教職員の資質の向上と教育内容の充実を目的として実施する事業及び園児の健康を維持することを目的として実施する事業に要する経費の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内			○	2施設	西東京市私立幼稚園類似施設補助金交付要綱	440,000	0	0	0	440,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
148	認定こども園等給付費	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園に限る。）に対し、施設型給付費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園に限る。）に対し、施設型給付費を給付する。	国単価による。			○	16施設	子ども・子育て支援法	59,943,861	22,733,055	18,605,402	0	18,605,404	子育て支援部 幼児教育・保育課
149	私立幼稚園預かり保育事業費補助金	私立幼稚園における預かり保育の拡充を図る。	私立幼稚園が幼稚園教育要領に定める教育時間を超えて預かり保育をする際に、担当する教職員を配置して幼稚園自らが実施する預かり保育事業に要する費用の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内			○	10施設	西東京市私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱	9,371,248	0	0	0	9,371,248	子育て支援部 幼児教育・保育課
150	幼稚園型一時預かり事業補助金	幼稚園型一時預かり事業を実施する施設に対して、補助金を交付することにより、保育を必要とする園児の適切な保護を図ると共に、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	幼稚園型一時預かり事業を実施する施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する。	補助金は、毎年度予算の範囲内			○	21施設	西東京市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱	54,688,347	14,049,000	26,587,588	0	14,051,759	子育て支援部 幼児教育・保育課
151	私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金	障害児の就園並びに特別支援教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	私立幼稚園等が行う特別支援教育事業に対して費用の一部を補助する。	障害児1人につき月額15,000円			○	8施設	西東京市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付要綱	15,975,000	0	0	0	15,975,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
152	保育士等キャリアアップ補助金（病児・病後児保育事業）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助			○	2団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	3,431,000	0	1,715,000	0	1,716,000	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
153	実費徴収補足給付費	低所得で生計が困難である者等の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図り、もって全ての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。	教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、世帯の所得やきょうだい順位等の要件を満たす者に対し、給食食材料費の全部又は一部を補助する。	補助金額（月額） 副食費4,500円、主食費3,000円	○		2288件	西東京市幼稚園等における実費徴収に係る補足給付補助金交付要綱	5,762,325	1,427,000	1,427,000	0	2,908,325	子育て支援部 幼児教育・保育課
154	私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備し、もって私立幼稚園教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入に要する経費及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費に対し補助金を交付する。	1施設あたり1,500,000円を上限	○		12施設	西東京市私立幼稚園補助金交付要綱	15,768,000	7,389,000	2,636,000	0	5,743,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
155	認可外保育施設等利用給付費（認証保育所以外）	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等利用料に係る施設等利用費を給付する。	国単価による。	○		356件	子ども・子育て支援法	11,136,880	5,568,440	2,784,220	0	2,784,220	子育て支援部 幼児教育・保育課
156	病児・病後児保育事業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための事業に係る費用の一部を補助することで、病児・病後児保育事業を継続することを目的とする。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を実施する事業者に対し、費用の一部を補助するもの。	1施設あたり900,000円を上限	○		3団体	令和3年度西東京市病児・病後児保育事業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱	2,434,000	1,727,000	300,000	0	407,000	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
157	私立幼稚園等利用給付費	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費に係る施設等利用費を給付する。	国単価による。		○		29,131件	子ども・子育て支援法	747,171,570	373,585,785	186,792,893	0	186,792,893	子育て支援部 幼児教育・保育課
158	預かり保育利用給付費	施設等利用給付認定保護者に対し、施設等利用費を給付することにより、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	施設等利用給付2号認定保護者に対し、預かり保育利用に係る施設等利用費を給付する。	国単価による。		○		6,469件	子ども・子育て支援法	30,283,350	15,141,675	7,570,838	0	7,570,838	子育て支援部 幼児教育・保育課
159	私立幼稚園預かり保育新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	預かり保育事業を実施している私立幼稚園に対して、当該幼稚園が預かり保育事業のために実施する新型コロナウイルス感染症対策に要する費用を補助することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図り、もって預かり保育事業を継続することを目的とする。	継続的な預かり保育を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入に要する経費及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費に対し補助金を交付する。	1施設あたり900,000円を上限		○		13施設	西東京市私立幼稚園補助金交付要綱	9,863,000	8,638,000	300,000	0	925,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
160	保育所市補助分	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市民間事業者保育所運営費補助金交付要綱に基づき市単独の補助金を交付する。	保育所運営費及び人件費の補助		○		管内18団体 管外60団体 ※管外60のうち5は管内の団体と重複	西東京市民間事業者保育所運営費補助金交付要綱	979,138,768	0	0	0	979,138,768	子育て支援部 幼児教育・保育課
161	小規模保育給付費	民間事業者が運営する小規模保育事業の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費支給要綱に基づき給付費を支給する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	○	管内3人 管内15団体 管外3人 管外9団体	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費支給要綱	874,154,100	459,342,606	168,234,627	0	246,576,867	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
162	認証保育所運営費補助金	認証保育所に対し、運営費等の一部を補助することにより、認証保育所における保育の維持向上を推進し、もって児童福祉の増進を図る。	西東京市認証保育所補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助	○	○	管内8団体 管外17団体 管外5人 ※管外17のうち2は管内の団体と重複	西東京市認証保育所補助金交付要綱	486,418,810	0	243,206,500	0	243,212,310	子育て支援部 幼児教育・保育課
163	延長保育事業補助金	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図り、延長保育事業を円滑に実施し、乳幼児の福祉の向上を図る。	西東京市延長保育事業補助要綱に基づき補助金を交付する。	延長保育事業における人件費の補助	○	○	1人、25団体	西東京市延長保育実施要綱、西東京市延長保育事業補助金交付要綱	18,252,804	6,084,000	6,084,000	0	6,084,804	子育て支援部 幼児教育・保育課
164	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（保育所運営委託・助成事業費）	保育従事職員の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	12団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	29,370,000	13,955,000	12,169,000	0	3,246,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
165	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（地域型保育給付事業費）	保育従事職員の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	3団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	4,667,000	2,263,000	1,776,000	0	628,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
166	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（認証保育所事業費）	保育従事職員の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	3団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	6,387,000	0	5,474,000	0	913,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
167	保育士等キャリアアップ補助金（保育所運営委託・助成事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助		○	8団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	123,408,000	0	123,408,000	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
168	保育士等キャリアアップ補助金（地域型保育給付事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助	○	○	管内5人 管内16団体 管外2団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	87,839,000	0	43,919,000	0	43,920,000	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
169	保育士等キャリアアップ補助金（認証保育所事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育士等のキャリアアップに向けた取組の充実を図る。	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	人件費の補助		○	7 団体	西東京市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	51,134,000	0	51,134,000	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
170	保育サービス推進事業補助金（保育所運営委託・助成事業費）	民間事業者が運営する保育所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	8 団体	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱	61,461,000	0	61,461,000	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
171	保育サービス推進事業補助金（地域型保育給付事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助	○	○	管内5人 管内16団 体外1団 体	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱	12,780,000	0	6,389,000	0	6,391,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
172	保育力強化事業補助金（認証保育所事業費）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	8 団体	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱	4,056,000	0	4,056,000	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
173	保育所賃借料補助金	賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その賃借料の一部を補助することにより、保育所等の整備の促進及び運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資する。	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	開設後の建物賃借料等の補助		○	7 団体	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱	74,972,000	0	65,493,000	0	9,479,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
174	小規模保育賃借料補助金	賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その賃借料の一部を補助することにより、保育所等の整備の促進及び運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資する。	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	開設後の建物賃借料等の補助		○	3 団体	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱	1,533,000	0	1,429,000	0	104,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
175	認証保育所賃借料補助金	賃貸物件を活用した保育所等を設置運営する民間事業者に対し、その賃借料の一部を補助することにより、保育所等の整備の促進及び運営の安定化の支援を図り、待機児童の解消に資する。	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	開設後の建物賃借料等の補助		○	1 団体	西東京市保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱	1,031,000	0	883,000	0	148,000	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
176	民間保育所施設整備補助金	民間保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより保育所の設置、建て替え等を推進する。	西東京市民間保育所施設整備補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新設事業又は老朽化した民間保育所の改築及び改修に係る経費		○	2 団体	西東京市民間保育所施設整備補助金交付要綱	126,426,631	42,000,000	28,128,000	0	56,298,631	子育て支援部 幼児教育・保育課
177	保護者補助金	認可外保育施設に児童を入所させている保護者の負担の軽減を図る。	認可外保育施設に児童を入所させている保護者に助成金を支給し、保護者負担の軽減を図る。	（上限額） ①無償化対象外0～2歳児 第1子16,000円、第2子30,000円、第3子以降43,000円 3～5歳児 第1子16,000円、第2子以降20,000円 ②無償化対象 3～5歳児 第1子16,000円、第2子以降20,000円 ③無償化対象 0～2歳児 第1子16,000円、第2子以降25,000円		○	421人	西東京市認可外保育施設入所児童保護者助成金支給要綱	80,512,676	0	53,045,000	0	27,467,676	子育て支援部 幼児教育・保育課
178	日本スポーツ振興センター掛金（保育園費）	保育園児の災害保障	公立保育園、公設民営保育園児を対象として、保育園の管理下における園児の災害に関する給付について掛金を負担する。	保育園入所児童 1人/365円 （要保護者1人/55円） 令和3年度 一般1,699人 要保護者14人 令和2年度（中途加入者分） 一般49人 要保護者1人		○	1 団体 (1,763人分)	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	638,845	0	0	0	638,845	子育て支援部 幼児教育・保育課
179	日本スポーツ振興センター掛金（地域型保育給付事業費）	保育園児の災害保障	家庭的保育事業の園児を対象として、保育園の管理下における園児の災害に関する給付について掛金を負担する。	保育園入所児童 1人/365円 （要保護者1人55円） 令和3年度 一般10人		○	2 人（10人分）	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	3,650	0	0	0	3,650	子育て支援部 幼児教育・保育課
180	事業所内保育給付費	民間事業者が運営する事業所内保育事業の保育内容及び運営の充実を図る。	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費支給要綱に基づき給付費を支給する。	事務費及び運営費・人件費の補助		○	管内1 団体 管外4 団体	西東京市子どものための教育・保育給付に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費支給要綱	33,341,330	17,209,521	6,362,284	0	9,769,525	子育て支援部 幼児教育・保育課
181	借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助金	国有地等を借り受けて認可保育所等を新たに整備する場合に、事業に要する経費の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る。	西東京市借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	土地の借地料の一部について60月上限に補助する。		○	2 団体	西東京市借地を活用した認可保育所等設置支援事業補助金交付要綱	4,325,000	0	3,464,000	0	861,000	子育て支援部 幼児教育・保育課



## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
182	保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金（公設民営園）	保育従事職員用の宿舍借り上げを行う民間事業者に対し、その借り上げに係る費用の一部を補助することにより、新たな保育人材の確保及び定着並びに離職防止を図る。	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	宿舍借り上げに係る費用の補助		○	3 団体	西東京市保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱	3,837,000	1,418,000	1,154,000	0	1,265,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
183	保育力強化事業補助金（定期）	民間事業者が運営する事業所の保育内容及び運営の充実を図り、地域の実情に応じて保育サービスの向上を図る。	西東京市保育サービス推進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	事務費及び運営費・人件費の補助	○		1 人	西東京市保育力強化事業補助金交付要綱	23,000	0	11,000	0	12,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
184	1歳児1年保育事業補助金	認可保育所等の利用が保留となっている1歳児クラスの児童について、最長当該年度の3月31日まで保育サービスを行う事業者に対し補助を行う。	西東京市1歳児1年保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	運営費、事業開始準備経費、利用者負担軽減費に対する補助		○	1 団体	西東京市1歳児1年保育事業補助金交付要綱	16,789,000	0	13,751,000	0	3,038,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
185	定期的利用保育事業運営費補助金	パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保育需要に応えるため、児童を一定程度継続的に保育サービスを行う事業者に対して補助を行う。	西東京市定期的利用保育事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	基本分、長時間保育加算、施設維持管理費	○	○	管内1人、管外1 団体	西東京市定期的利用保育事業補助金交付要綱	5,704,875	0	2,570,000	0	3,134,875	子育て支援部 幼児教育・保育課
186	認可外保育施設等等利用給付費（認証保育所、定期的利用保育事業分）	認可外保育施設に関する幼児教育・保育の無償化を行うため、認可外保育施設等等利用給付を行う。	保育園や幼稚園を利用していない子育てのための施設等利用給付認定者が認可外保育施設（認証保育所、定期的利用保育事業）を利用した場合、幼児去育・保育の無償化の給付を行う。給付は、法定代理受領（事業者への支払）にて行う。	子育てのための施設等利用給付認定者 ①0～2歳児クラス（非課税世帯のみ）42,000円上限 ②3～5歳児クラス 37,000円上限	○		86人	子ども・子育て支援法	31,737,278	15,868,639	7,934,319	0	7,934,320	子育て支援部 幼児教育・保育課
187	認可外保育施設等給食費補助金	認可外保育施設又は企業主導型保育事業実施施設に子どもを入所させている保護者の負担の軽減を図る。	西東京市認可外保育施設利用児童給食費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	無償化対象の認可外保育施設又は企業主導型保育施設を利用している年収360万円未満相当の世帯について、子ども1人当たり月額上限6,000円		○	2 人	西東京市認可外保育施設利用児童給食費補助金交付要綱	76,300	0	38,150	0	38,150	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
188	保育従事職員等処遇改善事業補助金（病児・病後児保育事業）	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事を前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。	職員に対して3%程度の賃金改善を行う交付対象者に対して、賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	人件費の補助		○	3 団体	令和3年度西東京市認可外保育施設保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱	215,662	0	215,662	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
189	保育従事職員等処遇改善事業補助金（定期的利用保育事業）	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事を前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。	職員に対して3%程度の賃金改善を行う交付対象者に対して、賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	人件費の補助		○	1 人	令和3年度西東京市認可外保育施設保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱	66,000	0	66,000	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
190	保育従事職員等処遇改善事業補助金（認証保育所）	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事を前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。	職員に対して3%程度の賃金改善を行う交付対象者に対して、賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	人件費の補助		○	7 団体	令和3年度西東京市認可外保育施設保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱	2,906,120	0	2,906,120	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
191	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金（地域型保育給付事業）	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事を前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。	職員に対して3%程度の賃金改善を行う交付対象者に対して、賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	人件費の補助		○	5 人、16 団体	令和3年度西東京市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱	4,345,260	4,345,260	0	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
192	保育士等処遇改善臨時特例事業補助金（私立保育園）	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事を前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。	職員に対して3%程度の賃金改善を行う交付対象者に対して、賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	人件費の補助		○	19 団体	令和3年度西東京市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱	10,199,260	10,199,260	0	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
193	保育従事職員等処遇改善事業補助金（公設民営一時保育）	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事を前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。	職員に対して3%程度の賃金改善を行う交付対象者に対して、賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	人件費の補助		○	4 団体	令和3年度西東京市認可外保育施設保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱	299,200	0	0	0	299,200	子育て支援部 幼児教育・保育課
194	保育士等処遇改善臨時特別事業補助金（公設民営保育園）	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事を前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。	職員に対して3%程度の賃金改善を行う交付対象者に対して、賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	人件費の補助		○	5 団体	令和3年度西東京市保育士等処遇改善臨時特別事業費補助金交付要綱	2,777,360	2,777,360	0	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
195	保育従事職員等処遇改善事業補助金（私立認可一時保育）	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育従事職員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行う事を前提として、収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。	職員に対して3%程度の賃金改善を行う交付対象者に対して、賃金改善を行うために必要な費用を補助する。	人件費の補助		○	3 団体	令和3年度西東京市認可外保育施設保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱	132,000	0	0	0	132,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
196	新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金（認可外保育施設事業）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図りつつ、継続的な事業の実施に向けた環境整備を図ることを目的とし、西東京市内に設置された保育所等を運営する事業者に対し、その対策に係る費用の一部を補助する。	西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止用の備品等の購入のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助		○	5 団体	令和3年度西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱	4,642,000	2,228,000	0	0	2,414,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
197	新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金（定期的利用保育事業）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図りつつ、継続的な事業の実施に向けた環境整備を図ることを目的とし、西東京市内に設置された保育所等を運営する事業者に対し、その対策に係る費用の一部を補助する。	西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止用の備品等の購入のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助		○	1 人	令和3年度西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱	379,000	226,000	0	0	153,000	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
198	新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金（認証保育所）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図りつつ、継続的な事業の実施に向けた環境整備を図ることを目的とし、西東京市内に設置された保育所等を運営する事業者に対し、その対策に係る費用の一部を補助する。	西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止用の備品等の購入のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助		○	5 団体	令和3年度西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱	7,137,000	2,984,000	267,660	0	3,885,340	子育て支援部 幼児教育・保育課
199	新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金（地域型保育給付事業）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図りつつ、継続的な事業の実施に向けた環境整備を図ることを目的とし、西東京市内に設置された保育所等を運営する事業者に対し、その対策に係る費用の一部を補助する。	西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止用の備品等の購入のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助	○	○	3 人 13 団体	令和3年度西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱	12,260,000	5,905,000	44,690	0	6,310,310	子育て支援部 幼児教育・保育課
200	新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金（私立保育園）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図りつつ、継続的な事業の実施に向けた環境整備を図ることを目的とし、西東京市内に設置された保育所等を運営する事業者に対し、その対策に係る費用の一部を補助する。	西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止用の備品等の購入のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助		○	17 団体	令和3年度西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱	41,243,000	21,982,000	1,945,000	0	17,316,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
201	新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金（公設民営保育園）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図りつつ、継続的な事業の実施に向けた環境整備を図ることを目的とし、西東京市内に設置された保育所等を運営する事業者に対し、その対策に係る費用の一部を補助する。	西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止用の備品等の購入のほか、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）に対する補助		○	5 団体	令和3年度西東京市新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金交付要綱	12,820,000	6,000,000	500,000	0	6,320,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
202	私立幼稚園類似施設新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金	新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備し、もって私立幼稚園類似施設における幼児教育の振興及び充実を図ることを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入に要する経費及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費に対し補助金を交付する。	定員20人以上59人以下の施設は800,000円を上限 定員60人以上の施設は1,000,000円を上限		○	2 施設	西東京市私立幼稚園類似施設補助金交付要綱	1,181,000	1,099,000	0	0	82,000	子育て支援部 幼児教育・保育課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
203	小規模保育整備促進事業運営費等補助金	小規模保育事業所の整備に要する経費の全部又は一部を補助することにより小規模保育事業の普及を促進する。	西東京市小規模保育整備促進事業運営費等補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	小規模保育事業所を開設するために要した経費		○	2 団体	西東京市小規模保育整備促進事業運営費等補助金交付要綱	52,391,000	37,256,000	11,262,000	0	3,873,000	子育て支援部 幼児教育・保育課
204	非常通報装置整備費補助金	非常通報装置を設置する当該施設の設置者に対して、その経費の一部を市が補助を行う。	西東京市民間保育所非常通報装置整備事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	非常通報装置の設置、維持及び管理に係る経費		○	1 団体	西東京市民間保育所非常通報装置整備事業補助金交付要綱	299,000	0	299,000	0	0	子育て支援部 幼児教育・保育課
205	青少年育成地域活動費補助金	青少年育成会等の活動に対して補助金を交付することにより、地域における環境浄化活動や青少年の非行防止活動、青少年の社会参加及び地域活動の機会を充実し、青少年が社会の一員として活動できるよう自立性と社会性を育成し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。	青少年育成会等への補助・青少年の健全育成事業の実施及び支援	補助金は毎年度予算の範囲		○	15 団体	西東京市青少年育成会等活動補助金交付要綱	782,330	0	0	0	782,330	子育て支援部 児童青少年課
206	みどり学童クラブ屋上防水等工事負担金	都営住宅1階部分に設置された学童クラブの屋上防水等工事費用を負担することにより、施設の環境向上を図る。	東京都住宅供給公社が実施する都営住宅屋上防水等工事に係る市負担金	協定による		○	1 団体	東京都住宅供給公社との協定書	597,520	0	0	0	597,520	子育て支援部 児童青少年課
207	東京多摩公立文化施設協議会負担金	公立文化施設がその機能を十分に発揮するため、相互に連絡研究を行い、もって地域の向上に資すること。	1 協議会の開催 2 各研究会の開催 3 資料の収集及び情報交換 4 会報の発行など	年額10,000円		○	1 団体	東京多摩公立文化施設協議会会則	10,000	0	0	0	10,000	生活文化スポーツ部 文化振興課
208	伝統文化等継承事業補助金	西東京市における伝統芸能、民俗芸能及び文化財を後継者が受け継ぎ、地域に根付かせ継承する事業（以下「伝統文化等継承事業」という。）を行う団体に対して、補助金を交付することによって、伝統文化等継承事業を推進し、もって市民の郷土に対する認識と愛着の向上、担い手となる後継者の育成及び地域の連携を図ることを目的とする。	1 西東京市の歴史の中で培ってきた事業で、継承を行うことが必要と認められる事業 2 過去に西東京市で実施されていた事業で、復活・発掘を行うことが必要と認められる事業 3 その他市長が認める事業	補助金の額は、予算の範囲内で補助対象事業に要する補助対象経費の額とし、10万円を上限		○	3 団体	西東京市伝統文化等継承事業補助金交付要綱	191,090	0	0	0	191,090	生活文化スポーツ部 文化振興課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
209	体育協会運営費補助金	西東京市のスポーツ振興と市民の健康の保持・増進及び体力の向上を図る。	西東京市におけるスポーツ・レクリエーションの普及、振興、向上等に寄与し、かつ、公益性を有する事業	事務局職員人件費・印刷製本費・体協加盟団体活動費		○	1 団体	特定非営利活動法人西東京市体育協会運営費補助金交付要綱	1,919,000	0	0	0	1,919,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
210	東京都スポーツ推進委員協議会負担金	スポーツ推進委員の資質の向上と機能の強化を図り、協調体制の確立を目的とし、スポーツ振興に寄与する。	スポーツ推進委員の資質の向上を図るため、研究大会、その他研究協議会等の開催に要する費用を支出する。	負担金		○	2 団体	・（一社）東京都スポーツ推進委員協議会定款 ・東京都スポーツ推進委員広域地区別研修会（第10ブロック）開催要項	60,000	0	0	0	60,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
211	総合型地域スポーツクラブ補助金	スポーツクラブの運営を円滑に推進し、地域住民のコミュニティの形成に資する。	総合型地域スポーツクラブ活動支援	賃金・使用料及び賃借料		○	1 団体	西東京市総合型地域スポーツクラブ運営費等補助金交付要綱	2,066,760	0	0	0	2,066,760	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
212	全国スポーツ推進委員連合負担金	スポーツ推進委員を統括する組織として、スポーツ推進委員相互の協力体制を確立して資質の向上を図るとともに、社会の変化に応じた地域スポーツの振興に関する事業を行い、国民の健康体力づくりや生涯を通じたスポーツ習慣の形成を図り、国のスポーツの発展に寄与する。	スポーツ推進員及び地域におけるスポーツ指導者の資質の向上に関する研究会、講習会等の開催等	普通会員会費 500円×20人		○	1 団体	・公益社団法人全国スポーツ推進委員連合定款 ・公益社団法人全国スポーツ推進委員連合会員規定	10,000	0	0	0	10,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
213	パラリンピック聖火リレー採火イベント負担金	パラスポーツを通じた共生社会の実現に資する。	多摩六都科学館において、東京2020パラリンピック聖火リレーの採火イベントを開催する費用を支出する。	負担金		○	1 団体		100,000	0	0	0	100,000	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	
214	スポーツ振興補助金	市民のスポーツ活動に対し、補助金を交付し社会体育の振興を図る。	国際大会・全国大会・関東大会の出場に伴う経費の一部を補助	交通費・宿泊費		○	○	5 件	西東京市スポーツ振興事業補助金	174,600	0	0	0	174,600	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課
215	勤労者福祉サービスセンター運営費補助金	西東京市勤労者福祉サービスセンターに対し、補助金を交付することにより、中小企業の勤労者福祉の増進を図ることを目的とする。	中小企業の事業主と従業員の方々向けの慶弔共済、福利厚生事業など様々なサービスを安価で提供する。	補助金の交付の対象になる経費は、人件費、管理運営費に係る経費とする。		○	1 団体	西東京市勤労者福祉サービスセンター運営費補助金交付要綱	11,804,923	0	0	0	11,804,923	生活文化スポーツ部 産業振興課	

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
216	勤労者等住宅資金融資 あっせん利子補給負担 金	勤労者の居住に供する住宅の取得、改築、又は修繕に必要な資金の融資を金融機関にあっせんすることにより、勤労者の居住環境の向上を図ることを目的とする。	※平成24年度以降新規の申込は停止した。既存の利子補給のみ償還終了まで継続	融資限度額1,000万円、利子補給期間15年以内、利子補給率年2.0%	○		1件	西東京市勤労者等住宅資金融資あっせん条例	9,208	0	0	0	9,208	生活文化スポーツ部 産業振興課
217	中小企業退職金共済掛 金補助金	国の中小企業退職金共済制度への加入を促進し、市内中小企業の従業員の雇用安定と振興を図ることを目的とする。	国の中小企業退職金共済制度に納付する共済掛金の一部を補助する。	36ヶ月を限度に月額500円（ただし1カ月の掛金が2,000円の場合は月額300円）を補助する。	○		147件	西東京市中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱	3,580,500	0	0	0	3,580,500	生活文化スポーツ部 産業振興課
218	農業団体補助金	市内の農業団体等が農業の発展と向上に寄与するために行う事業に対して、市が予算の範囲内において、補助金を交付することにより、その事業を促進することを目的とする。	企業的農業経営、農業後継者の指導・育成及び確保、都市型農業の調査及び研究、出荷生産物の市場調査及び情報交換、品種の改良・新種の導入及び栽培技術の向上、優良品種の出荷及び販売等、各種資材等の共同購入、病害虫等の共同防除、農業経営上の先進地の視察等	予算の範囲内で、次の基準による。 団体の基本額を11万円とし、団体の会員が41人以上の場合、41人目から一人当たり5千円を基本額に加算し、上限額を18万円とする。	○		7団体	西東京市農業団体等補助金交付要綱	453,176	0	0	0	453,176	生活文化スポーツ部 産業振興課
219	安全安心農業推進事業 補助金	市内農業者の堆肥等の購入に係る費用の一部を補助することにより、農地の土壌の生態系を保持し、安全で安心な農産物の生産を重視した農業を推進することで市民の農業への理解を深めるとともに、西東京市における農業の育成及び振興を図ることを目的とする。	堆肥、有機質肥料フェロモン剤及びマルチシートを購入する費用の一部を補助し、各種別ごとに年間世帯1回とする。	＜堆肥＞ 補助率2分の1、上限3万円 認定農業者は、上限6万円 ＜有機質肥料＞ 補助率2分の1、上限3万円 認定農業者は、上限6万円 ＜フェロモン剤＞ 補助率2分の1、上限3万円 認定農業者は、上限6万円 ＜マルチシート＞ 補助率3分の1、上限1万円 認定農業者は、上限3万円	○		堆肥71人 有機質肥料56人 フェロモン剤3人 マルチシート12人	西東京市安全安心農業推進事業補助金交付要綱	3,576,000	0	0	0	3,576,000	生活文化スポーツ部 産業振興課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
220	市産農産物等活用推進 事業補助金	西東京市を産地とする農産物又は市産農産物の加工品の生産を行う事業者が、市産農産物等を市民に広く宣伝し、市民の都市農業への関心と理解を深めるとともに、市内における農業の育成及び振興を図ることを目的とする。	市産農産物等の販売等に用いる資材に係る経費の一部を補助し、毎年度1補助対象事業者につき、1回限りとする。	補助対象経費の3分の2以内とし、補助対象事業者の区分に応じ、上限額を定める（2万円・4万円・5万円）。	○	○	38人	西東京市産農産物等活用推進事業補助金交付要綱	679,000	0	0	0	679,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
221	商工会補助金	市内商工業の振興と安定地域振興の推進	経営改善普及事業（税務記帳相談指導、経営相談指導等）	運営費		○	1団体	西東京市商工会補助金交付要綱	19,988,199	0	0	0	19,988,199	生活文化スポーツ部 産業振興課
222	商店街活性化推進事業 補助金	商店街の発展 地域経済の活性化	催事費等の経費の一部を補助	催事費等		○	10団体	西東京市商店街活性化推進事業補助金交付要綱	17,115,000	0	6,617,000	0	10,498,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
223	公衆浴場補助金	市内の公衆浴場が実施する事業その他必要な経費の一部を補助することにより、市民の健康と福祉に寄与することを目的とする。	薬湯実施事業費、施設整備費、燃料費その他市長が必要と認める事業に関する経費について補助する。	薬湯実施事業費 施設整備費 燃料費 その他市長が必要と認める事業に関する経費		○	4浴場	西東京市公衆浴場補助金交付要綱	1,221,100	0	0	0	1,221,100	生活文化スポーツ部 産業振興課



## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
224	1 中小企業事業資金融資あっせん利息等補給負担金 2 創業資金融資あっせん利息等補給負担金 3 特定創業資金融資あっせん利息等補給負担金 4 中小企業特別対策運転資金融資あっせん利息等補給負担金 5 中小企業借換資金融資あっせん利息等補給負担金 6 新型コロナウイルス感染症対策運転資金融資あっせん利息等補給負担金	中小企業者に対し、その必要な資金について、市が金融機関に融資をあっせんし、当該融資について利子補給等の助成措置を行うことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。	中小企業者に対し、その事業経営に必要な資金について、金融機関に融資をあっせんし、当該融資について利子補給等の助成措置を行う。	1：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率年0.995%、設備資金及び運転設備併用：限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率年0.995% 2：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率年0.995%、創業設備資金及び創業運転設備併用：限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率年0.995% 3：融資限度額700万円・償還期間5年以内・利子補給率年1.395%、特定創業設備資金及び特定創業運転設備併用：限度額1,000万円・償還期間7年以内・利子補給率年1.395% 4：融資限度額500万円・償還期間5年以内・利子補給率1.975% 5：融資限度額1,500万円・償還期間10年以内・利子補給率年0.995% 運転設備併用：限度額1,500万円・償還期間10年以内・利子補給率年0.995%・保証料限度額20万円 6：融資限度額500万円・償還期間5年以内・利子補給率1.475%・利子補給額全額負担 ※上記5以外は保証料全額助成	○		907件	西東京市中小企業事業資金融資あっせん条例	38,125,461	9,425,703	0	0	28,699,758	生活文化スポーツ部 産業振興課
225	地域活性化事業補助金	東伏見駅周辺の地域を活性化し、及び市民の福祉の向上に資する事業を実施することを目的とする。	市民等で構成される東伏見ふれあいプラザ企画運営委員会に対し、その運営に要する経費の一部を市が補助する。	東伏見ふれあいプラザにおいて事業を行うスペースに係る家賃及び共益費	○		1団体	東伏見ふれあいプラザ企画運営委員会運営費等補助金交付要綱	1,584,000	0	0	0	1,584,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
226	チャレンジショップ事業補助金	新規開業者への支援による事業者の育成および空き店舗等の有効活用	初期投資費用軽減としての家賃補助	事業費 (西東京商工会への間接補助)	○		1団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	1,992,000	0	0	0	1,992,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
227	創業支援・経営革新相談センター事業補助金	創業・新規開業者の支援による事業者育成	西東京創業支援・経営革新相談センター運営（創業・新規開業者の支援等）	運営費及び事業費 (西東京商工会への間接補助)	○		1団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	5,780,000	0	0	0	5,780,000	生活文化スポーツ部 産業振興課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
228	認定農業者経営改善支援補助金	認定農業者に農業用機械等の購入に要する経費やビニールハウス、防鳥ネットその他の農業用施設の整備等に要する経費を補助することで、改善計画を推進することを目的とする。	認定農業者経営改善計画の内容に沿って必要と認められる「農機具等購入」や「施設等整備」に係る経費の補助	認定農業者1経営体につき補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満切捨て上限は200,000円まで）とする。	○		9名	西東京市認定農業者経営改善支援補助金交付要綱	1,483,000	0	0	0	1,483,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
229	一店逸品事業補助金	モノやサービスなど個店独自の「逸品」を確立し、入りたくなる店づくりへとつなげる事業に対する支援	西東京商工会が行う運営委員会・選考委員会などの運営費に関する経費	運営費及び事業費（西東京商工会への間接補助）		○	1団体	西東京市産業振興マスタープラン推進事業補助金交付要綱	1,762,946	0	0	0	1,762,946	生活文化スポーツ部 産業振興課
230	都市農地保全支援プロジェクト補助金	農地の持つ防災、環境保全等の多面的機能をより発揮させるとともに、地域住民に配慮した基盤整備により、もって貴重な都市農地の保全を図ることを目的とする。	東京都「都市農地保全支援プロジェクト」事業を活用し、土留め工事や防薬シャッター、防災兼用井戸、簡易直売所の整備等を補助	補助率：都が3/4（15/20）、市が1/20。	○		5名	西東京市都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱	16,395,000	0	15,372,000	0	1,023,000	生活文化スポーツ部 産業振興課
231	市内事業者緊急支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたことの伴い、家賃、人件費等の固定費の支払いが負担となっている市内中小起業・個人事業者に対する負担軽減及び事業継続の支援を目的とする	西東京商工会が行う市内事業者緊急支援金給付事業・管理事業に関する経費	事業費（西東京商工会への間接補助）		○	1団体	西東京市市内事業者緊急支援事業補助金	133,122,480	133,122,000	0	0	480	生活文化スポーツ部 産業振興課
232	農業体験農園整備事業補助金	市内において市民が農作業を体験できる農園を設置する者に対し、体験農園の整備に要する経費の一部を補助することにより、市民の農業体験の機会を確保するとともに農業に対する理解を深め、市内における農業の振興及び農地の保全を図ることを目的とする。	表示看板、通路、日陰棚、ベンチ等の休憩施設及び簡易トイレ、簡易な物置及び農具、水道、簡易トイレの設置整備、フェンス等施設の整備に要する経費を補助の対象とする。	補助事業に要した経費の2分の1以内とし、補助上限額を200万円とする。	○		1名	西東京市農業体験農園整備事業補助金交付要綱	2,000,000	0	0	0	2,000,000	生活文化スポーツ部 産業振興課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
233	NPO等企画提案事業補助金	特定非営利活動法人、市民活動団体その他営利を目的としない団体が市とともに地域課題の解決に向けて取り組む事業に対し、その経費の一部を補助する。	市民の福祉の向上及び市民の利益につながり、公益上必要性が認められる事業を募集し、審査により採択・実施する。	審査により採択された事業に係る経費の一部を負担する。		○	2団体	西東京市NPO等企画提案事業補助金交付要綱	277,144	0	0	0	277,144	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
234	日本非核宣言自治体協議会分担金	全国の自治体、さらには全世界の自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立する。	非核都市宣言に関する資料の収集及び交換や、非核都市宣言の呼びかけのために必要な調査研究			○	1団体	日本非核宣言自治体協議会会則	30,000	0	0	0	30,000	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
235	多摩東人権擁護委員協議会負担金	自由人権思想の普及・高揚を図り、多面的な人権啓発活動を展開するため。	児童・生徒対象事業「人権の花」「中学生人権作文コンテスト」等 一般市民対象事業「講演会」			○	1団体	多摩東人権擁護委員協議会会則	429,300	0	0	0	429,300	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
236	北方領土の返還を求める都民会議負担金	日本固有の領土である北方領土（歯舞郡島、色丹島、国後島及び択捉島）の返還実現を図るため北方領土問題に対する都民の関心と理解を一層深めることを目的とする。	「北方領土の返還を求める都民大会」開催のほか、北方領土問題に対する都民の関心と理解を深めるため、研修会の開催等各種啓発・宣伝活動の実施			○	1団体	北方領土の返還を求める都民会議規約	5,000	0	0	0	5,000	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
237	自治会・町内会等活性化補助金	自治会・町内会等の活性化及び良好な地域社会の維持・形成を図るため。	市内の自治会・町内会等が自ら行う地域福祉の促進と地域づくりに資する事業について、対象経費の一部を補助する。	補助対象経費の実支出額が補助金額となる。ただし、12,000円と加入世帯数に200円を乗じた額の合計額を上限とする。（千円未満切り捨て）		○	35件	西東京市自治会・町内会等活性化補助金交付要綱	1,464,043	0	0	0	1,464,043	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
238	地域協力ネットワーク補助金	地域で活動している様々な団体や地域住民が「連携」「協力」し合い、まちづくりのために活動する住民自治組織である地域協力ネットワークの活動や運営を支援することにより、地域コミュニティを活性化することを目的とする。	地域で活動している様々な団体や地域住民が「連携」「協力」し合い、まちづくりのために活動するネットワークの住民自治組織である地域協力ネットワークの活動や運営に係る経費を補助する。	補助対象経費の実支出額とし、上限額を以下のとおりとする。複数の補助対象事業等に係る補助対象経費の場合は、その合算額の上限を40万円とする。 (1) 地域連携・協力事業、地域活性化事業、広報事業及び市長が認める事業40万円 (2) 運営事務 10万円		○	3団体	西東京市地域協力ネットワーク補助金交付要綱	944,866	0	0	0	944,866	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
239	一般コミュニティ助成金	地域コミュニティ活動の充実及び強化を図り、地域社会の健全な発展及び住民福祉の向上に寄与することを目的とする。	一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業を活用し、市内でコミュニティ活動を行う団体に、その活動に必要な設備の整備に要する経費の一部を補助する。	助成対象経費の実支出額と250万円とを比較していずれか少ない方の額（予算の定める範囲、10万円単位）が助成金の額となる。		○	1 団体	西東京市一般コミュニティ助成事業助成金交付要綱	2,200,000	0	0	2,200,000	0	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
240	国民生活センター相談員研修会負担金	消費者行政職員及び消費生活相談員を対象に、消費生活相談を適切かつ迅速に解決するために必要な専門知識及び相談対応の技法の習得・向上を目的に、研修会を実施。	講義のほか、具体的な相談事例を用いた事例検討やケースステディなどを行い、参加・体験型のアクティブラーニングを行う。			○	1 団体	令和3年度消費生活相談員研修 専門・事例講座実施要領	1,920	0	1,920	0	0	生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課
241	管理助成費	自治会内等に設置されている児童遊園地の管理者に対し、管理経費の一部を補助し経費負担の軽減を図るとともに、地域における児童福祉の増進に寄与する。	自治会等で管理している児童遊園地について、管理経費の一部を市が補助する。	1ヶ所9,000円		○	5 団体	西東京市児童遊園地管理費補助金交付要綱	90,000	0	0	0	90,000	みどり環境部 みどり公園課
242	生垣造成補助金	宅地と道路との接道部の緑化を推進するために、新たな生垣の造成及びそれに伴う既存のブロック塀等の撤去に対し、助成を行い、みどりに親しむ環境づくりやブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する。	生垣の新設及びそれに伴う既存ブロック塀等の撤去について、その費用の一部を市が補助する。	生垣設置 1 m 10,000円 ブロック塀等の撤去 1 m 6,000円 （どちらも上限30m）		○	4 件 32.3m	西東京市生垣造成補助金交付要綱	358,000	0	0	0	358,000	みどり環境部 みどり公園課
243	保存樹木等補助金	市内に残されている樹木や樹木の保全を支援し、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。	貴重な財産であるみどりを保持・保全する市民に対して、樹木等の維持管理費の一部を市が補助する。	保存樹 1本40,000円（上限） ※剪定費用の1/2 保存樹林 1㎡年額60円 保存生垣 1m年額240円		○	保存樹木 878本 保存樹林 19,873㎡ 保存生垣 7,809.7m	西東京市みどりの保護と育成に関する補助金交付要綱	4,314,272	0	0	0	4,314,272	みどり環境部 みどり公園課
244	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金	地域住民の理解と協力を得て、市内に生息する飼い主のいない猫の数を抑制し、市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護精神の高揚を図ることを目的とする。	市内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部を助成する。	オス猫5,000円 メス猫10,000円		○	オス 47 件 メス 64 件	西東京市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成実施要綱	875,000	0	437,000	0	438,000	みどり環境部 環境保全課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
245	スズメバチ類の巣駆除費用助成金	スズメバチの危害から市民生活を守るためにスズメバチの巣を駆除するものに対して駆除に要する経費の一部を補助することにより、市民への被害を防止し、市民の安全な生活環境を保持することを目的とする。	宅地内に営巣するスズメバチの巣の駆除を指定業者等に依頼した場合に、その費用の一部を助成する。	駆除費用の半額 上限 10,000円	○		83件	西東京市スズメバチ類の巣駆除作業補助金交付要綱	716,250	0	0	0	716,250	みどり環境部 環境保全課
246	省エネルギー設備等設置助成金	新たな省エネルギー設備に取替を行う者に対し、その工事又は購入に要する費用の一部を市が助成することにより、省エネルギー設備の普及を促進し、地球温暖化対策に寄与することを目的とする。	蛍光灯器具からLED照明器具へ取り替えた場合に、その費用の一部を助成する。	工事費助成…購入費用を含む工事費用の2分の1（5万円を上限とする。ただし、対象設備が共用部分等含まない場合の上限は2万円） 購入費助成…購入費用の2分の1（1万円を上限とする。）	○	○	工事費助成 44件 購入費助成 281件	西東京市省エネルギー設備工事助成金交付要綱 西東京市省エネルギー設備購入助成金交付要綱	2,997,000	0	0	1,498,000	1,499,000	みどり環境部 環境保全課
247	東京都公害事務連絡協議会負担金	都市環境・公害に関し、調査、研究等を行うとともに、関係諸機関との連絡協調を図り、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。	環境・公害関係事務及びこれらに関する研究並びにその協議、研修会に関する事業を行う。	1自治体1,000円			1団体	東京都環境・公害事務連絡協議会規約	1,000	0	0	0	1,000	みどり環境部 環境保全課
248	建築物石綿含有建材調査者講習会負担金	大気汚染防止法の改正を踏まえ、事業者指導に必要なアスベストに係る知識を習得し、都内のアスベスト規制強化に資することを目的とする。	東京都は、目的を達成するため、東京都が指定する講習について、予算の範囲内で受講に要する費用を負担する。	負担金交付額55,000円	○		1件	東京都アスベスト資格取得促進事業実施要綱	55,000	0	55,000	0	0	みどり環境部 環境保全課
249	集団回収奨励金	廃棄物の減量化を促進し、資源の有効利用の認識を深める。	集団回収団体に対し、奨励金を交付する。	新聞・雑誌・ダンボール・古布類 1kg 7円	○		316団体	西東京市集団回収奨励金交付要綱	18,394,411	0	0	0	18,394,411	みどり環境部 ごみ減量推進課
250	柳泉園組合負担金	構成3市（西東京市・清瀬市・東久留米市）内より排出された、ごみ、し尿・資源物の中間処理を行う。	ごみ処理施設の設置及び運営に関すること。し尿処理施設の設置及び運営に関すること。最終処分場までの運搬に関すること。	組合の経費は、構成市の負担金による。	○		1団体	柳泉園組合規約	679,663,000	0	0	0	679,663,000	みどり環境部 ごみ減量推進課
251	東京たま広域資源循環組合負担金	構成25市1町より排出され、中間処理（焼却・破砕）されたごみの最終処分を行う。	一般廃棄物の最終処分を広域的に行うための最終処分場の設置及び管理に関する事務。一般廃棄物の焼却残さ等の処理を広域的に行う事業に関する事務。	組合の経費は、組織団体の負担金による。	○		1団体	東京たま広域資源循環組合規約	439,462,000	0	0	0	439,462,000	みどり環境部 ごみ減量推進課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
252	注射針回収事業補助金	一般社団法人西東京市薬剤師会が実施する使用済み注射針回収事業に要する経費の一部を補助することにより、使用済み注射針の適正な処理を図ることを目的とする。	在宅医療で患者自身が使用した注射針は、廃棄物としての処理過程で針刺し事故や感染の危険性があることから、薬剤師会で回収及び処理を行っており、処理に係る経費について補助金を交付する。	・回収容器購入に係る経費 ⇒1個当たり 110円 ・回収容器の処分委託に係る経費 ⇒1箱当たり 2,420円 ※補助金の額は、毎年度予算の範囲内		○	1 団体	西東京市使用済み注射針回収事業補助金交付要綱	317,000	0	0	0	317,000	みどり環境部 ごみ減量推進課
253	清掃事業者運営補助金	西東京市内において新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るごみの収集及び運搬を行う事業者に対し、清掃事業の運営に要する費用の一部を補助する。	一般廃棄物のうち家庭から排出されるものの収集及び運搬を行うことについて、西東京市と委託契約を結ぶ西東京市清掃事業協同組合及び東多摩再資源化事業協同組合に所属し、かつ、西東京市内で清掃事業を行う事業者で、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令中も事業を継続していた清掃事業者に事業を継続するために必要な経費等について、補助金を交付する。	補助対象経費の実支出額と基準額（補助金の交付を受けようとする清掃事業者の作業員等1人につき4万円を乗じて得た額をいう。）のいずれか低い額とし、予算の定める範囲内。		○	9 団体	西東京市新型コロナウイルス感染症対策清掃事業者運営補助金交付要綱	10,600,000	9,200,000	0	0	1,400,000	みどり環境部 ごみ減量推進課
254	首都道路協議会負担金	東京都及びその周辺の道路整備の促進と道路交通の改善ならびに首都を中心とする道路網の整備を推進する。	道路整備の促進並びに交通改善の推進のための事業等	一律30,900円		○	1 団体	協議会定款	30,900	0	0	0	30,900	まちづくり部 都市計画課
255	東京都街路事業促進協議会負担金	都市計画街路及びこれらに関連する諸事業の速やかな整備充実を積極的に促進するため、調査研究その他事業を行う。	国庫補助、起債等の増加拡大等について、政府その他に要請を行う。	人口比率25,000円（20万人以上30万人未満※） + 一律16,000円 ※千人未満は切り捨て 人口：令和2年2月1日現在、西東京市に住民登録されている総人口		○	1 団体	協議会規約	41,000	0	0	0	41,000	まちづくり部 都市計画課
256	道路整備促進期成同盟会東京都協議会負担金	多摩・島しょ地域における道路整備を促進するため、道路財源の確保、道路予算の拡大等について積極的な活動を行う。	国会、政府、東京都等関係機関に対する請願、陳情に関する事業等	基本額11,000円 +人口×20銭 (千円未満四捨五入) 人口：令和3年4月1日現在、西東京市に住民登録されている日本人人口		○	1 団体	協議会会則	51,000	0	0	0	51,000	まちづくり部 都市計画課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
257	高齢者アパート返還に伴う転居費等助成金	「長寿荘」の賃貸借契約の期間満了に伴い、居住者の民間賃貸住宅への移転を実施し、家賃等の助成を行うことで居住の安定を図ることを目的とする。	民間賃貸住宅の家賃等の助成を行う。	家賃の上限を53,700円/月とし、長寿荘の家賃との差額を助成  保証委託料・火災保険料・更新料は同一年度の上限104,700円	○		1人	西東京市高齢者アパート利用者の移転に伴う家賃等助成金交付要綱	548,800	0	0	0	548,800	まちづくり部 住宅課
258	家賃債務保証料等助成金	住宅を借りる際に保証人が見つからず契約や更新が出来ない住宅確保要配慮者に対して保証委託契約をあっせんし、家賃債務保証料等を助成することで、住み慣れた地域に引き続き居住することを目的とする。	所得制限等、一定の要件を満たす者に対して保証委託料の一部、初期費用の一部、少額短期保険料の一部助成を行う。	保証委託料の1/2で上限20,000円 新規契約時と初回更新時の2回分を限度とする。 契約時の初期費用で上限140,000円 少額短期保険料の1/2で上限1,500円/月 2年間を限度とする	○		12件	西東京市住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度実施要綱	153,226	0	76,000	0	77,226	まちづくり部 住宅課
259	木造住宅耐震診断補助金	地震の際の住宅の倒壊による被害の軽減による住民の安全性確保を図る。	住宅の耐震性の向上に資する事業を行う者に対して助成を行う。	補助率 1/2 上限額 60,000円	○		18件	西東京市木造住宅耐震診断助成金交付要綱	1,059,000	439,000	220,000	0	400,000	まちづくり部 住宅課
260	木造住宅耐震改修補助金	地震の際の住宅の倒壊による被害の軽減による住民の安全性確保を図る。	住宅の耐震性の向上に資する事業を行う者に対して助成を行う。	補助率 1/2 改修の上限額 900,000円 補助率 1/3 除却の上限額 300,000円	○		改修5件 除却5件	西東京市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱	5,715,000	2,884,000	1,480,000	0	1,351,000	まちづくり部 住宅課
261	市営住宅移転に伴う転居費等助成金	市営住宅の老朽化に伴い、使用者の安全を確保するため、使用者に民間賃貸住宅等への移転を実施し、家賃等の助成を行うことで、居住の安定を図ることを目的とする。	民間賃貸住宅等の契約に伴う初期費用、家賃、移転費用等の助成を行う。	家賃の上限を74,800円とし、規定により計算した使用料を控除した額を助成する 移転費用は176,000円を上限とする 初期費用は299,200円を上限とする 更新料、保証委託料、火災保険料は実費額とする 少額短期保険料は月額3,000円を上限とする	○		12人	西東京市市営住宅移転に伴う転居費等助成金交付要綱	5,931,206	0	0	0	5,931,206	まちづくり部 住宅課
262	ブロック塀等安全対策促進助成金	地震発生時において避難路沿道に存するブロック塀等の倒壊による人的被害を防ぐため、ブロック塀の安全対策に係る費用の一部を助成することで、市内におけるブロック塀の安全対策を促進し、市民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。	ブロック塀等の安全対策に係る費用の一部助成を行う。	助成対象費用の2/3以内の額、かつ、交付額の合計額は、助成対象ブロック塀等の総延長（m）に1m当たり80,000円を乗じた額以内とする	○		14件	西東京市ブロック塀等安全対策促進事業助成金交付要綱	9,126,000	4,033,000	2,012,000	0	3,081,000	まちづくり部 住宅課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
263	分譲マンション耐震化補助金	地震の際の分譲マンションの倒壊による被害の軽減による住民の安全性確保を図る。	分譲マンションの耐震性の向上に資する事業を行う者に対して助成を行う。	耐震診断・耐震補強設計 補助率 2/3 上限額 200万円  耐震改修・建替え・除却 補助率 23% 上限額 1500万円  加算額 緊急耐震重点区域内にある分譲マンションについて、30万円/戸（令和2年度末までに着手する耐震改修等事業が対象）	○	○	1件	西東京市分譲マンション耐震化促進事業助成金交付要綱	20,100,000	10,050,000	5,025,000	0	5,025,000	まちづくり部 住宅課
264	運行補助金（コミュニティバス）	鉄道や民間路線バスが運行していない「公共交通空白地域」を運行することにより、移動に制約がある方などを含む、公共交通空白地域にお住まいの方々が、駅をはじめとする公共機関や公益施設などに向かう移動手段のひとつとして、その交通便利性の向上を図る。	西東京市と協定を締結した事業者が行う市内連絡バス運行経費の総額から運賃収入等を控除した額を補助する。	西武バス㈱ 113,499,992円 関東バス㈱ 59,358,371円		○	2団体	西東京市内連絡バス運行補助金交付要綱	172,858,363	0	44,373,000	0	128,485,363	まちづくり部 交通課
265	多摩地域都市モノレール等建設促進協議会分担金	多摩地域の都市モノレール等の建設を促進し南北交通結節機能の強化を図ることにより、公共交通機関の不足を補うとともに、自立的都市圏の確立と地域社会の開発及び住民福祉の向上を図る。	関係諸官公署に対する陳情及び請願に関すること。	一律30,000円		○	1団体	協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	まちづくり部 交通課
266	三鷹・立川間立体化複々線促進協議会分担金	中央線の立体化複々線を促進するとともに、本事業にあわせた地域社会の開発、住民福祉の向上等の地域振興を図る。	地域振興に係わる啓発、広報活動及び関係諸官庁に対する陳情請願等	一律33,000円		○	1団体	協議会規約	33,000	0	0	0	33,000	まちづくり部 交通課
267	東京都連続立体交差事業促進協議会分担金	東京都内で実施される連続立体交差事業促進のための政策提言並びに関連事業を含む事業制度の拡充及び予算の拡充・確保に努め、もって円滑な事業の促進を図り、都市交通の円滑化とともに、沿線のまちづくり、地域の活性化に寄与することを目的とする。	連続立体交差事業及び関連事業の促進に関し、政府その他機関に対する政策提言、事業制度拡充、予算の拡充、確保などの要望等	一律30,000円		○	1団体	協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	まちづくり部 交通課



## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
268	交通安全協会補助金	西東京市交通安全協会が実施する交通安全活動に対し、その経費の一部を補助することにより協会の負担を軽減し、安全で快適な市民生活の確保を目的とする。	西東京市交通安全協会の実施する交通安全活動経費の補助	補助対象となる経費 1 協会の主催、共催による交通安全対策事業 2 協会運営のための会議・事務に要する経費		○	1 団体	西東京市交通安全協会補助金交付要綱	1,000,000	0	0	0	1,000,000	まちづくり部 交通課
269	全国自転車施策推進自治体連絡協議会負担金	自転車の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決を図り、住民生活の向上に寄与するための協議会を運営する。	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車対策を推進する。	一律20,000円		○	1 団体	全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約	20,000	0	0	0	20,000	まちづくり部 交通課
270	施設維持管理負担金	田無駅北口における自動車需要に応ずる駐車場を運営する。	アスタ市営駐車場を運営するための市負担金	アスタビルの共益費・光熱水費・修繕積立金等		○	1 団体	アスタ管理規約	29,853,965	0	0	0	29,853,965	まちづくり部 交通課 ※駐車場事業特別会計
271	専門研修等負担金	建築基準行政事務において必要な知識を修得し、事務の円滑な執行を図る。	技術基準解説書講習等	参加費		○	2 団体	（一財）日本建築防災協会等	28,000	0	0	0	28,000	まちづくり部 建築指導課
272	全国建築審査会協議会負担金	全国の建築審査会相互の連絡をとり、建築行政の適正な運営を図る。	全国建築審査会会長会議及びブロック別会議を開催し、建築行政に関する重要事項の審議等を行う。	負担金		○	1 団体	全国建築審査会協議会規約	48,000	0	0	0	48,000	まちづくり部 建築指導課
273	日本建築行政会議負担金	会員相互の情報交換と共同作業の場を確立し、建築行政を支援するためのより的確な基準の整備・運用を通じて、建築物の安全性の確保、質の向上及び個性豊かな市街地整備を実現し、もって公共の福祉の増進を図る。	建築行政に関する重要事項の審議、図書等の刊行、講習会等の開催、電子情報等による情報提供事業等	負担金		○	1 団体	日本建築行政会議会則	100,000	0	0	0	100,000	まちづくり部 建築指導課
274	街路灯電気料金補助金	街路灯を管理する自治会等に対し、維持管理に必要な経費の一部を補助し夜間における市民の安全を図る。	道路等に設置されている街路灯で自治会等が管理しているものが対象	市内で街路灯を管理している自治会等 街路灯60w未満 2,500円以内 街路灯60w以上 3,500円以内		○	94 団体	街路灯補助金交付要綱	3,557,000	0	0	0	3,557,000	都市基盤部 道路課
275	東京都区市町村土木関係技術管理連絡協議会負担金	東京都及び区市町村が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行の確保を図るため、相互の連絡調整及び必要な調査検討を行う。	協議会構成組織数 76団体 負担金 1 団体7,000円			○	1 団体	東京都区市町村土木関係技術管理連絡協議会要綱	7,000	0	0	0	7,000	都市基盤部 道路課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
276	私道道路排水施設工事補助金	私道内の道路排水施設及び私設下水道施設を整備するために工事費の一部を補助する。	工事補助申請に基づき、工事費の10/10以内を補助	道路排水施設側溝及び雨水ます整備費補助 ①U字溝蓋補修 ②雨水枘設置 ③L形側溝、集水枘 ④U字溝改修	○		2件	私道補修及び私設下水道に関する条例	279,400	0	0	0	279,400	都市基盤部 道路課
277	東京地区用地対策連絡協議会負担金	公共用地の取得に関し、会員相互で連絡調整をはかり、適正かつ円滑な事務の推進を図る。	会員（東京都、区市町村、公社等）の研修等並びに事務運営のための負担			○	1件	東京地区用地対策連絡協議会規約	12,000	0	0	0	12,000	都市基盤部 用地課
278	東京都総合治水対策協議会負担金	東京都内における総合的な治水対策を推進するための計画策定及び関連事業の推進等に努める。	パンフレット配布	市部50,000円		○	1団体	東京都総合治水対策協議会規約	50,000	0	0	0	50,000	都市基盤部 下水道課
279	雨水浸透施設助成金	屋根に降った雨水を地下に浸透させ、地下水のかん養及び潤いのあるまちづくりを進める。	個人が所有する住宅（土地面積500平方メートル未満のもの）で、雨水浸透施設を設置する工事の一部を助成する。	浸透施設の大きさや個数、排水管の長さ等により助成額が違う。1件につき上限15万円	○		9件 浸透枘24か所	西東京市雨水浸透施設助成事業実施要綱	1,263,010	0	568,353	0	694,657	都市基盤部 下水道課
280	職員福利厚生費交付金	互助会の事業を助成する。	福利厚生事業、教養文化事業、体育保健事業等への助成	9人分の交付金		○	1団体	西東京市職員互助会に関する条例、西東京市職員互助会交付金交付要綱	74,700	0	0	74,700	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
281	日本下水道協会負担金	下水道に関する調査研究を行うと共に、その急速な普及と健全な発達を図り、公共用水域の水質の保全に資し、もって国民生活の向上に寄与する。	1 下水道の経営及び技術に関する調査研究 2 下水道の安全かつ持続的な運営に関する普及活動 3 下水道の理解を深める促進活動及び国際技術交流活動等	人口規模及び有収水量を基準として算出		○	1団体	日本下水道協会定款	549,550	0	0	549,550	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
282	下水道事務職員養成講習会負担金等	下水道の職員として必要な専門的な知識・技能を修得し、事務の円滑な執行を図る。	1 予算・決算の処理事務 2 下水道経営セミナー	参加費		○	1団体	日本下水道事業団主催	11,500	0	0	11,500	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
283	流域下水道維持管理負担金	本市を含め近隣9市の下水（汚水）を安全・安定的に浄化処理し、快適な都市生活及び水環境の向上を図る。	東京都が管理運営している流域下水道管きょや清瀬水再生センター（最終処理場）の維持管理負担金	構成9市の汚水量による按分負担		○	1団体	下水道法第31条の二	886,990,470	0	0	886,990,470	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
284	石神井川右岸六号雨水幹線建設負担金	老朽化した雨水管に替わる雨水幹線の整備をする。	事業主体となる武蔵野市への建設費負担金	西東京市・武蔵野市の排水区域面積の割合による按分負担		○	1 団体	武蔵野市との協定	123,981,944	0	0	123,981,944	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
285	荒川右岸東京流域下水道建設負担金	本市を含め近隣9市の下水（汚水）を安全・安定的に浄化処理し、快適な都市生活及び水環境の向上を図る。	東京都が管理運営している清瀬水再生センター（最終処理場）の下水道管きょや処理施設などの建設費負担金・改良負担金	構成9市の計画汚水量及び計画排除面積比による按分負担		○	1 団体	下水道法第31条のニ	172,789,208	0	0	172,789,208	0	都市基盤部 下水道課 ※下水道事業会計
286	東京都市町村教育委員会連合会負担金	東京都市町村教育委員会相互の間の連絡協調を図り、もって教育の水準を向上せしめ、教育行政の公正にして円滑な運営に寄与することを目的とする。	東京都市町村教育委員会連合会における研修及び会議等、教育水準の向上並びに円滑な運営を行うための費用負担	均等割8,400円 人口割57,680円		○	1 団体	東京都市町村教育委員会連合会会則	66,080	0	0	0	66,080	教育部 教育企画課
287	全国都市教育長協議会負担金	会員相互の連絡を緊密にして相協力して、民主的な教育行政の進展を図り、都市の教育向上に尽くすことを目的とする。	全国都市教育長協議会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等、円滑な運営を行うための費用負担	人口割24,000円		○	1 団体	全国都市教育長協議会の会費基準による。	24,000	0	0	0	24,000	教育部 教育企画課
288	関東地区都市教育長協議会負担金	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨に基づいて会員各自の任務を果たし、互いに協力して、わが国の教育向上に尽くすことを目的とする。	関東地区都市教育長協議会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等円滑な運営を行うための費用負担	均等割5,000円		○	1 団体	関東地区都市教育長協議会規約	5,000	0	0	0	5,000	教育部 教育企画課
289	東京都市教育長会負担金	会員相互の連絡を緊密にして相協力して、民主的な教育行政の進展を図り、都市の教育向上に尽くすことを目的とする。	東京都市教育長会における教育向上に尽くすことを目的とした研修及び会議等、円滑な運営を行うための費用負担	均等割8,100円 人口割6,600円		○	1 団体	東京都市教育長会規約	14,700	0	0	0	14,700	教育部 教育企画課
290	東京都公立学校施設整備期成会負担金	組織単位団体としての公立学校施設の完全整備の実現を期することを目的とする。	事業目的の達成に必要なとなる、施設整備の財源確保、施設整備に必要な恒久制度の実現、調査・研究及びその普及等	均等割（市）8,000円		○	1 団体	東京都公立学校施設整備期成会規約	8,000	0	0	0	8,000	教育部 教育企画課
291	日本スポーツ振興センター掛金（小学校費）	学校安全の普及充実を図るとともに義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行い学校教育の円滑な実施に資する。	義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行う。	掛金 一般・準要保護 1人935円 要保護 1人55円 掛金控除 準要保護1人230円 要保護1人10円 ×小学生9,927人分		○	1 団体	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	9,122,935	0	0	0	9,122,935	教育部 学務課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
292	東京都養護教諭研究会負担金（小学校費）	養護教諭の資質向上、学校保健の研究ならびに普及発展をはかることを目的とする。	会員の資質向上に関する研究、学校保健に関する調査講習会等の開催	1校1,800円×18校分		○	1 団体	東京都養護教諭研究会会則	32,400	0	0	0	32,400	教育部 学務課
293	東京都学校保健会負担金（小学校費）	東京都の学校保健を通して児童・生徒の健全育成を行い、次代の都民の健康やかで豊かな活動を達成することを目的とする。	会報の発行 学校保健に関する講演会等の開催 学校保健大会の開催	1校2,500円×18校分		○	1 団体	東京都学校保健会会則	45,000	0	0	0	45,000	教育部 学務課
294	東京都小学校食育研究会負担金	心身ともに健全な児童を育成するため、食育の研究推進と充実を図ることを目的とする。	研究調査および研究発表会の開催等	1校900円×18校分		○	1 団体	東京都小学校食育研究会規約	16,200	0	0	0	16,200	教育部 学務課
295	給食保存食代等助成費（小学校費）	学校給食の安全を期するため、費用を負担することにより給食事業の円滑な運営を図る。	給食を実施するにあたり、保存食等に必要な費用を助成する。	検査用保存食品等：給食を実施した日1日につき810円 検査用原材料等：検査に使用した原材料等の実費相当額以内の額		○	小学校18校	西東京市立小中学校給食に係る検査用保存食代等助成費交付要綱	2,581,722	0	0	0	2,581,722	教育部 学務課
296	日本スポーツ振興センター掛金（中学校費）	学校安全の普及充実を図るとともに義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行いもって学校教育の円滑な実施に資する。	義務教育諸学校等の管理下における児童生徒の負傷疾病、障害又は死亡に関し、必要な給付を行う。	掛金 一般・準要保護 1人935円 要保護 1人55円 掛金控除 準要保護1人230円 要保護1人10円 ×中学生4,168人分		○	1 団体	独立行政法人日本スポーツ振興センター法	3,787,780	0	0	0	3,787,780	教育部 学務課
297	東京都養護教諭研究会負担金（中学校費）	養護教諭の資質向上を学校保健の研究ならびに普及発展をはかることを目的とする。	会員の資質向上に関する研究、学校保健に関する調査講習会等の開催	1校1,800円×9校分		○	1 団体	東京都養護教諭研究会会則	16,200	0	0	0	16,200	教育部 学務課
298	東京都学校保健会負担金（中学校費）	東京都の学校保健を通して児童・生徒の健全育成を行い、次代の都民の健康やかで豊かな活動を達成することを目的とする。	会報の発行 学校保健に関する講演会等の開催 学校保健大会の開催	1校2,500円×9校分		○	1 団体	東京都学校保健会会則	22,500	0	0	0	22,500	教育部 学務課
299	給食保存食代助成費（中学校費）	学校給食の安全を期するため、費用を負担することにより給食事業の円滑な運営を図る。	給食を実施するにあたり、保存食等に必要な費用を助成する。	検査用保存食品等：給食を実施した日1日につき、ひばりが丘中学校は810円、その他8校は570円		○	中学校9校	西東京市立小中学校給食に係る検査用保存食代等助成費交付要綱	883,921	0	0	0	883,921	教育部 学務課
300	給食費送金手数料助成費	親子調理方式による学校給食の実施に当たり親子校間の給食費の送金手数料等を助成することにより、学校給食事業の円滑な運営を図る。	給食費を中学校（子校）が小学校（親校）に送金するための手数料及び小学校が中学校に返金するための手数料を助成する。	送金に要する手数料実額		○	中学校9校	西東京市立中学校給食費送金手数料助成費交付要綱	14,746	0	0	0	14,746	教育部 学務課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
301	修学旅行費補助金	市立中学校が実施する修学旅行に対し、その費用の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、併せて教育の振興を図る。	修学旅行費用の一部を補助する。	1人5,000円		○	中学生 366人	西東京市立中学校修学旅行費補助金交付要綱	1,829,995	0	0	0	1,829,995	教育部 学務課
302	教育研究奨励費（指定校・奨励校）	学校及び教員グループが直面する教育課題について研究するにあたり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする。	研究指定校等が、市の教育課題を研究主題とし、学校教育に関する実践的研究を継続して進め、報告会を実施し、研究成果を研究紀要等の配布、公開授業や公開発表等の方法によって市内学校、保護者、地域住民に発表し、本市教育の充実、振興に資する。	研究指定校（研究期間 2年間） 1年目 20万円×2校 2年目 37万円×3校  研究奨励校 10万円×2校		○	7校	西東京市立学校教育研究奨励事業費補助金交付要綱	1,680,015	0	0	0	1,680,015	教育部 教育指導課
303	都市指導主事会分担金	学校教育の指導行政及び学校諸活動の研究協議並びに指導主事の資質の向上を図る。	26市指導主事会・四地区会分担金の支払	5,000円×3人		○	1団体	東京都市指導主事会規約	15,000	0	0	0	15,000	教育部 教育指導課
304	校長会負担金 （全国連合小学校長会）	組織団体の連合機関として、職能の向上と初等教育の充実刷新を図り、もって民生的で文化的な国家の建設に寄与することを目的とする。	組織団体の連絡・提携に関すること、学校の管理・運営に関すること、教育上必要な研究・調査に関すること、教育制度並びに教育行政に関すること、教職員の地位・待遇の向上に関すること、教育振興に関する世論の喚起など	1団体5,265円×18校		○	1団体	全国連合小学校長会会則	94,770	0	0	0	94,770	教育部 教育指導課
305	校長会負担金 （東京都公立小学校長会）	小学校教育の振興を期するために職能の向上・待遇の改善並びに会員相互の福祉増進を図ることを目的とする。	学校経営に関すること、小学校教育の施設・設備に関すること、教育の制度・行政並びに財政に関すること、会員研修に関すること、児童の心の教育・健全育成に関すること、教育振興の広報活動に関することなど	1団体16,200円×18校		○	1団体	東京都公立小学校長会会則	291,600	0	0	0	291,600	教育部 教育指導課
306	校長会負担金 （東京都中学校長会等）	会員相互の緊密な協力のもとに、職能の向上を図り、本都中学校教育の振興発展に寄与することを目的とする。	教育に関する研究調査、教育諸条件の整備改善、会員の研修、教職員の待遇改善、会員の互助、厚生、関係諸機関、諸団体との連絡協力など	1団体26,325円×9校		○	1団体	東京都中学校長会会則	236,925	0	0	0	236,925	教育部 教育指導課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
307	校長会負担金 （北多摩北地区公立中 学校長会）	北多摩地区の各市公立中 学校長を会員とし、相互 に緊密な連携を保ち、そ の職能の向上を図り、中 学校教育の進展に資する ことを目的とする。	教育に関する研究、調査 及び対策、会員の研修、 教育諸問題についての情 報交換並びにその対策、 教育諸条件の整備改善の 促進など	1 団体4,050円×9校			○	1 団体	北多摩北地区公立中学 校長会会則	36,450	0	0	0	36,450	教育部 教育指導課
308	副校長会等負担金（小 学校）	会員の資質を高めるため の研修を推進し、教育の 向上進展に寄与するとと もに、会員の地位向上を 図ることを目的とする。	学校管理運営、その他教 育上の諸問題についての 研究調査に関すること、 研究大会の開催、研究物 の刊行に関すること、教 頭の地位向上と福利厚生 に関すること、教育関係 諸機関・諸団体との連携 に関することなど	1 団体3,726円×19名			○	1 団体	全国公立学校教頭会会 則	70,794	0	0	0	70,794	教育部 教育指導課
309	副校長会等負担金（小 学校）	会員の資質を高めるため の研修を推進して教育の 振興に寄与するとともに 会員相互の福祉増進を図 ることを目的とする。	学校の管理運営その他教 育上の諸問題についての 研究調査に関すること、 研究会等の開催及び研究 物の刊行、会報の発行等 に関すること、副校長の 地位待遇の向上と、会員 の福利厚生、親睦、情報 交換等に関することなど	1 団体11,340円×19名			○	1 団体	東京都公立小学校副校 長会会則	215,460	0	0	0	215,460	教育部 教育指導課
310	副校長会等負担金（中 学校）	会員の資質を高めるため の研修を推進し、教育の 向上進展に寄与するとと もに、会員の地位向上を 図ることを目的とする。	学校管理運営、その他教 育上の諸問題についての 研究調査に関すること、 研究大会の開催、研究物 の刊行に関すること、教 頭の地位向上と福利厚生 に関すること、教育関係 諸機関・諸団体との連携 に関することなど	1 団体3,726円×9校			○	1 団体	全国公立学校教頭会会 則	33,534	0	0	0	33,534	教育部 教育指導課
311	副校長会等負担金（中 学校）	会員の資質を高めるため の研究を推進し、東京都 公立中学校教育の振興と 会員の親和・互助を図る ことを目的とする。	学校の管理・運営につい ての研究・調査に関する こと、研究大会の開催・ 研究物の刊行に関するこ と、会員相互の福利厚生 及び待遇改善に関するこ と、地域相互の情報交換 及び他団体との連携・提 携に関することなど	1 団体12,150円×9校			○	1 団体	東京都公立中学校副校 長会会則	109,350	0	0	0	109,350	教育部 教育指導課
312	学校事務職員会負担金 （東京都公立小学校事 務職員会）	会員相互の緊密な連携を 図り、学校及び教育行政 にかかると事務の研修並 びに研究につとめ、能率 の増進、資質の向上に資 することを目的とする。	事務職員の教養を高め、 資質の向上を図るための 事業、会員相互の緊密な 連携を図るための事業、 研究大会開催の事業、本 会と目的を同じくする他 団体との連携に関する事 業など	1 団体2,430円×15校			○	1 団体	東京都公立小学校事務 職員会規約	36,450	0	0	0	36,450	教育部 教育指導課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決算額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
313	学校事務職員会負担金 （全国公立小中学校事務職員研究会）	学校事務の研究を促進し、事務の効率化並びに会員の職務能力向上を図るとともに、全事研の事業に寄与することを目的とする。	学校事務に関する研究及び調査、全事研本部より依頼された事項の協議及び決定、全事研本部及び各支部との連絡提携など	1 団体1,215円×15校			○	1 団体	全国公立小中学校事務職員研究会東京小学校支部規約	18,225	0	0	0	18,225	教育部 教育指導課
314	学校事務職員会負担金 （東京都立中学校事務職員会）	会員相互の緊密な連携を図り、学校及び教育行政にかかる事務の研修並びに研究につとめ、能率の増進、資質の向上に資することを目的とする。	事務職員の教養を高め、資質の向上を図るための事業、会員相互の緊密な連携を図るための事業、研究大会開催の事業、本会と目的を同じくする他団体との連携に関する事業など	1 団体3,645円×9校			○	1 団体	東京都立中学校事務職員会規約	32,805	0	0	0	32,805	教育部 教育指導課
315	教育研究連合会等負担金 （東京都小学校教育研究会連合）	構成各団体の連絡を緊密にし、本都小学校教育の振興に寄与することを目的とする。	各単位団体間の連絡協議、研究助成交付の拡充強化並びに関係官庁との連絡折衝、各単位団体の研究活動の助成、研究会・講習会の開催、小学校教育に関する調査研究、会報研究物等の刊行など	1 団体10,530円×18校			○	1 団体	東京都小学校教育研究会連合規約	189,540	0	0	0	189,540	教育部 教育指導課
316	教育研究連合会等負担金 （東京都教育会）	東京都民の教育団体として、健全なる都民の教育を推進して日本国民の理想の実現につとめることを目的とする。	教育に関する調査研究並びに奨励、研究会等の開催、会報の発行並びに教育に関する図書・参考資料等の刊行、生涯学習の視点に立った学校教育・家庭教育・社会教育の健全なる発展に関する事項など	1 団体1,620円×27校			○	1 団体	東京都教育会規約	43,740	0	0	0	43,740	教育部 教育指導課
317	教育研究連合会等負担金 （東京都小学校教育研究会）	東京都小学校教育の振興を図ることを目的とする。	教育課程並びに指導内容・指導方法の研究、教育に関する調査研究、会報・研究物の発行、関係諸官庁及び他の教育研究団体との連絡提携など	1,215円×9校×24研究会			○	1 団体	東京都小学校教育研究会会則	262,440	0	0	0	262,440	教育部 教育指導課
318	教育研究連合会等負担金 （北多摩地区立中学校教育研究協議会）	北多摩地区立中学校各研究会の連絡調整に当たり、各種教育研究団体と緊密な連絡を図り、中学校教育の向上発展に寄与することを目的とする。	北多摩地区立中学校の連携による研究発表、研修の実施、会報の発行など	1 団体6,000円×9校			○	1 団体	北多摩地区立中学校教育研究協議会会則	54,000	0	0	0	54,000	教育部 教育指導課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
319	特別支援教育研究会等負担金 （東京都特別支援学級設置校長協会）	特別支援学級、通級指導教室の教育の拡充発展を図るとともに、広く特別支援教育の振興に寄与することを目的とする。	特別支援学級、通級指導教室の管理、運営に関する連絡協議、特別支援学級教育、通級指導教室の教育並びに特別支援教育全般についての調査研究、特別支援学級教育、通級指導教室の推進拡充のための渉外事業など	1 団体1,350円×7校			○	1 団体	東京都特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会規約	9,450	0	0	0	9,450	教育部 教育指導課
320	特別支援教育研究会等負担金 （東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会）	難聴・言語障害通級指導学級設置校及び、関係諸機関の緊密な連携により、心身障害教育の振興発展を図ることを目的とする。	都難言設置校並びに難聴・言語障害通級指導学級の運営に関すること、難聴・言語障害教育振興のための調査・研究に関すること、関係諸機関及び諸団体との連絡提携に関すること、難聴・言語障害教育の啓発に関することなど	1 団体1,080円×18校			○	1 団体	東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会会則	19,440	0	0	0	19,440	教育部 教育指導課
321	特別支援教育研究会等負担金 （全国特別支援学級設置学校長協会）	特別支援学級及び通級指導教室の充実発展を図り、広く特別支援教育の振興に寄与することを目的とする。	特別支援学級及び通級指導教室の管理運営に関する調査研究、特別支援学級及び通級指導教室の教育並びに特別支援教育一般に関する研修と振興活動など	1 団体630円×7校			○	1 団体	全国特別支援学級設置学校長協会規約	4,410	0	0	0	4,410	教育部 教育指導課
322	特別支援教育研究会等負担金 （東京都公立学校情緒障害教育研究会）	情緒障害教育の拡充発展及び特別支援教育の振興を図ることを目的とする。	情緒障害等徳部宇支援教育に関する研究及び調査、情緒障害教育に関する研究会及び研究発表会・研修会・講演会、会報及び研究物の発行、関係機関及び関係団体との連絡・連携など	1 団体810円×27校			○	1 団体	東京都公立学校情緒障害教育研究会会則	21,870	0	0	0	21,870	教育部 教育指導課
323	特別支援教育研究会等負担金 （東京都特別支援教育研究会）	特別支援教育に関する研究ならびに啓発、振興を図ることを目的とする。	特別支援教育に関する調査研究、研究会や講習会の開催、会報等の発行、各種機関や団体との連携など	1 団体1,080円×27校			○	1 団体	東京都特別支援教育研究会規約	29,160	0	0	0	29,160	教育部 教育指導課
324	体育連盟等負担金 （東京都小学校体育連盟）	小学校体育スポーツ活動の振興のためスポーツ大会の主催や体育・スポーツに関する調査研究及び、教員の実技と実技能力の向上を図ることを目的とする。	体育の研修会及び講習会、体育に関する調査研究、教職員の競技会の開催、関係体育団体との連携など	1 団体900円×18校			○	1 団体	東京都小学校体育連盟規約	16,200	0	0	0	16,200	教育部 教育指導課



## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
325	体育連盟等負担金 （東京都中学校体育連盟 本部費）	都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と生徒の健全な発達を図ることを目的とする。	中学校体育・スポーツ活動の調査研究、各運動競技大会の開催と研究大会の開催等	1団体8,400円×9校		○	1団体	東京都中学校体育連盟規約	75,600	0	0	0	75,600	教育部 教育指導課
326	体育連盟等負担金 （東京都中学校体育連盟 各部費）	都内中学校における体育・スポーツ活動の振興と生徒の健全な発達を図ることを目的とする。	中学校体育・スポーツ活動の調査研究、各運動競技大会の開催と研究大会の開催等	学校ごと1部 4,250円×92部		○	1団体	東京都中学校体育連盟規約	391,000	0	0	0	391,000	教育部 教育指導課
327	体育連盟等負担金 （東京都中学校吹奏楽連盟）	中学校吹奏楽を盛んにして音楽文化向上のために研究と事業を行い、併せて会員相互の親睦を図る。	吹奏楽に関する講習会、研究会及び演奏会の開催、各支部連盟との連絡提携情報などの交換、吹奏楽祭、コンクール及び諸行事への参加など	5,000円×6校		○	1団体	東京都中学校吹奏楽連盟規約	30,000	0	0	0	30,000	教育部 教育指導課
328	校長会等補助金 （小学校校長会）	西東京市立小学校の教育の振興を期するために、学校経営上の諸問題の解決並びに、会員の研修と相互の連帯を図ることを目的とする。	西東京市立小学校の教育の連絡・改善・進歩に関する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、会員相互の研修・厚生に関する事項、教育上の研究・調査に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	1団体11,520円×18校		○	1団体	西東京市立小学校校長会則	204,948	0	0	0	204,948	教育部 教育指導課
329	校長会等補助金 （小学校副校長会）	西東京市立小学校の教育の振興を期し、会員の資質向上のための研修と相互の連帯を図ることを目的とする。	西東京市立小学校の教育の連絡・改善・進歩に関する事項、会員相互の研修・厚生に関する事項、教育上の研究・調査に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	1団体8,800円×19名		○	1団体	西東京市立小学校副校長会則	132,160	0	0	0	132,160	教育部 教育指導課
330	校長会等補助金 （中学校校長会）	西東京市立中学校の教育の振興を期するため、学校経営上の諸課題と会員の研修を図ることを目的とする。	西東京市立中学校の教育の充実発展に関する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、教育に関する調査及び対策に関する事項、会員相互の研修に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	1団体11,520円×9校		○	1団体	西東京市立中学校校長会則	99,995	0	0	0	99,995	教育部 教育指導課
331	校長会等補助金 （中学校副校長会）	西東京市立中学校の教育の振興を期するため、学校経営上の諸課題と会員の研修を図ることを目的とする。	西東京市立中学校の教育の充実・発展に期する事項、学校経営上の諸問題の解決に関する事項、教育に関する調査及び対策に関する事項、会員相互の研修に関する事項、その他本会の目的を達成するために必要な事項	1団体8,800円×9校		○	1団体	西東京市公立中学校副校長会則	40,395	0	0	0	40,395	教育部 教育指導課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
332	教育研究会補助金 （小学校）	西東京市立小学校教育の充実・発展を目指すと共に、会員相互の啓発に努め、資質や能力の向上を図ることを目的とする。	教科等の教育の推進に関する授業研究・調査研究等、各研究部会、講演会、研究発表会、担当部別研究会、各学校並びに教育関係機関・各種教育団体との連絡・連携、研究紀要・会報の発行、その他の教育振興に関する事業	1人900円×会員申請者500人			○	1団体	西東京市公立小・中学校における教育研究活動に対する補助金の交付に関する事務取扱い要綱	286,296	0	0	0	286,296	教育部 教育指導課
333	教育研究会補助金 （中学校）	会員相互の研究、研修活動を通して会員の資質を高めるとともに、中学校教育向上に寄与することを目的とする。	教科や教科外などの教育全般の研究、講習会や研究発表会の諸事業、その他本会の目的を達成するための諸事業	900円×会員申請者250人			○	1団体	西東京市公立小・中学校における教育研究活動に対する補助金の交付に関する事務取扱い要綱	176,519	0	0	0	176,519	教育部 教育指導課
334	児童大会出場費及び生徒大会参加費補助金	西東京市立中学校の課外活動の振興を図り、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。	生徒が参加するスポーツ等の大会の参加費を主に補助し、中学校部活動の奨励と生徒の健全な育成を図っている。	補助対象となる大会の参加費（全額） 補助対象となる大会の参加者旅費			○	9校	西東京市立中学校生徒大会参加費補助金交付要綱	2,004,000	0	0	0	2,004,000	教育部 教育指導課
335	衛生推進者養成講習参加負担金	労働安全衛生法に基づき衛生推進者を西東京市立小中学校各校に設置するため、副校長に対する資格取得のための講習会受講費用を負担する。	労働安全衛生法に基づき西東京市立小・中学校に設置が義務付けられている衛生推進者を選任するため、その講習費用を負担するもの。	1名8,200円			○	9人	労働安全衛生法	73,800	0	0	0	73,800	教育部 教育指導課
336	修学旅行等取消手数料補助金	新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった修学旅行等のキャンセル料分を補助することにより、児童・生徒の保護者の負担を軽減する。	西東京市立小・中学校が実施を予定していた行事のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により中止又は延期したことにより生じた取消手数料等及び返還手数料に要する費用を補助する	取消手数料等及び返還手数料の補助			○	20件	西東京市立小・中学校における行事の中止又は延期に伴う取消手数料等補助金交付要綱	15,281,318	15,281,000	0	0	318	教育部 教育指導課
337	教職員研修会参加負担金	教職員の研修機会の確保	公的機関が主催・共催する研修会等に教職員が参加するための費用の負担	研修会参加負担金の補助			○	2人	・教育公務員特例法 ・教職員各教科領域研修会参加負担金支払基準	11,000	0	0	0	11,000	教育部 教育指導課
338	研修会等参加負担金	教育相談機能充実のため。	心理技術職の専門技術向上	研修会参加費			○	3件		30,000	0	0	0	30,000	教育部 教育支援課
339	東京都学校教育相談研究会参加負担金	学校教育相談の充実を図るため。	学校教育相談についての知識・技術を習得し、相談員の資質向上を図る。	1校900円			○	1件	東京都学校教育相談研究会会則	16,200	0	0	0	16,200	教育部 教育支援課
340	各種研修会参加負担金	教育相談員の資質・技術向上のため。	相談員の専門的知識・技術の習得をし、資質の向上を図る。	研修会参加費			○	4件		50,000	0	0	0	50,000	教育部 教育支援課

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
341	全国史跡整備市町村協議会負担金	加盟市町村が協調して史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、もって文化財の保存と活用に資する。	史跡の整備活用に関するシンポジウム、研修会及び情報交換会の開催、陳情活動、広報活動等	1 全国史跡整備市町村協議会全国1市40,000円 2 全国史跡整備市町村協議会関東地区協議会1市10,000円		○		1件	40,000	0	0	0	40,000	教育部 社会教育課
342	都市社会教育委員連絡協議会分担金	都市社会教育委員連絡協議会の運営のため経費を分担する。	都市社会教育連絡協議会の分担金	1市町25,000円		○		1件	25,000	0	0	0	25,000	教育部 社会教育課
343	関東甲信越静社会教育研究大会参加負担金	社会教育委員の研修のため、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会が主催する研究大会の経費に充てる。	関東甲信越静社会教育委員研究大会への参加負担金	1人3,000円		○		1件	12,000	0	0	0	12,000	教育部 社会教育課
344	公民館研究大会参加負担金(公民館運営審議会費)	社会教育施設としての公民館の役割や必要性、あり方について研究協議し、公民館の位置付けを確かなものにするために開催する。	東京都公民館連絡協議会規約第4条の規定に基づく研究大会の経費に充てる。	1,000円×3人=3,000円 (東京都公民館研究大会)		○		1団体	3,000	0	0	0	3,000	教育部 公民館
345	東京都公民館連絡協議会分担金	公民館の連絡連携及び公民館体制・活動の発展を図り、もって文化の発展に寄与する。	東京都公民館連絡協議会の運営のための経費に充てる。	市均等割分20,000円		○		1団体	20,000	0	0	0	20,000	教育部 公民館
346	公民館研究大会参加負担金(公民館運営管理費)	社会教育施設としての公民館の役割や必要性、あり方について研究協議し、公民館の位置付けを確かなものにするために開催する。	東京都公民館連絡協議会規約第4条の規定に基づく研究大会の経費に充てる。	1,000円×6人=6,000円 (東京都公民館研究大会)		○		1団体	6,000	0	0	0	6,000	教育部 公民館
347	施設維持管理費負担金	保谷駅前公民館の施設の管理に要する経費に充てる。	管理規約に基づき、ステアの維持管理に必要な経費に充てる。			○		1団体	23,039,500	0	0	0	23,039,500	教育部 公民館
348	日本図書館協会負担金	日本図書館協会が発行する雑誌及び図書館に関する情報提供に対する負担金	日本図書館協会発行の「図書館雑誌」「日本の図書館」等の資料提供及び図書館に関する情報提供	年会費50,000円		○		1団体	50,000	0	0	0	50,000	教育部 図書館

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源	
349	東京都市町村立図書館長協議会負担金	東京都市町村立図書館職員の図書館大会及び職員研究会等に対する負担金	東京都市町村立図書館大会運営費及び講師謝礼等の助成	負担金11,500円		○	1 団体	東京都市町村立図書館長協議会規約	11,500	0	0	0	11,500	教育部 図書館
350	全国市議会議長会負担金	地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する方策の樹立 2 本会の意思を国会、政府その他の関係方面に反映させるための措置 3 地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、地方自治法に基づく内閣に対する意見の申出又は国会への意見書の提出 4 市議会の制度及び運営並びに都市行財政に関する調査研究 5 地方自治についての情報資料の収集作成及び配布 6 中央地方相互間の連絡 7 その他必要な事項 令和2年度フォーラムは長野市主催のテーマ「災害と自然と人間の暮らし」の予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ観点から中止となった。	均等割 261,000円 人口割 327,000円 フォーラム参加負担金 7,000円×0人	○	○	1 団体	全国市議会議長会会則及び同施行規則	925,000	0	0	0	925,000	議会事務局
351	関東市議会議長会負担金（議会活動費）	関東各市議会が協同して地方自治の確立と都市の興隆発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する調査研究 2 都市の興隆発展に関する調査研究 3 市議会の制度及び運営に関する調査研究 4 会員都市の議員の福利厚生・親善事業 5 前各号の実現を図るための必要な活動 6 その他必要な事項 ※総会・理事会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ観点から中止となった。	各市負担金 30,000円 総会事務費負担金 12,000円×0 総会出席者負担金 7,000円×0人 理事会出席者負担金 7,000円×0人	○	○	1 団体	関東市議会議長会会則	30,000	0	0	0	30,000	議会事務局

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課		
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源			
352	東京都北多摩議長連絡協議会負担金	地方自治の本旨に則り、相互の連携のもとに各都市の発展を図ることを目的とする。	1 東京都市議会議長会への意見具申、提言等の処置 2 会員都市間の相互連携、情報交換及び資料の作成配布 3 南多摩市議会議長会及び西多摩地区議長会との相互連携、情報交換 4 その他必要な事項	1市10,000円			○	1団体	東京都北多摩議長連絡協議会会則	10,000	0	0	0	10,000	議会事務局	
353	東京都市議会議長会負担金	地方自治の本旨に則り、相互の連携のもとに各都市の発展を図ることを目的とする。	1 地方自治の拡充強化に関する調査研究立案 2 都市行財政に関する調査研究 3 市議会の制度及び運営に関する調査研究 4 本会の意思を関係方面に反映させるための措置 5 会員都市間の相互連携、情報交換及び資料の作成配布 6 会員都市の議員及び事務局職員研修 7 その他必要な事項	1市120,000円			○	1団体	東京都市議会議長会会則	120,000	0	0	0	120,000	議会事務局	
354	三多摩上下水及び道路建設促進協議会負担金	三多摩地区の上下水道及び道路建設促進を図ることを目的とする。	1 三多摩地区の上下水道及び道路建設に関する調査研究 2 前号の調査研究の結果を実現するための必要な諸般の活動 3 その他会の目的達成に必要な事項	1市30,000円			○	1団体	三多摩上下水及び道路建設促進協議会規約	30,000	0	0	0	30,000	議会事務局	
355	政務活動費	市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する。	西東京市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付している。	1人月額20,000円			○	○	9会派	西東京市議政務活動費の交付に関する条例	5,147,779	0	0	0	5,147,779	議会事務局
356	全国議事記録議事運営事務研修会負担金	議会事務局職員を対象とした研修会	会議録調製及び議事運営上の諸問題について	1人10,000円			○		1人	全国議事記録議事運営事務研修会実施要領	10,000	0	0	0	10,000	議会事務局
357	全国市区選挙管理委員会連合会負担金	運営に要する経費は、負担金（分担金）等をもって充てられ、市区選挙管理委員会の業務の円滑な運営、選挙の管理執行及び選挙啓発等の改善研究を図る。	会員市区相互間及び支部相互間の連絡調整・機関誌その他選挙に関する図書及び資料の刊行・研究会、講習会等の開催に関すること等	（平成29年1月1日住基人口×17銭）÷均等割1市区19,000円 ≒52,300円（百円未満四捨五入） 東京支部分担金 1市5,000円 理事会及び研修会負担金			○		1団体	全国市区選挙管理委員会連合会規約	58,000	0	0	0	58,000	選挙管理委員会事務局

## 令和3年度西東京市補助金・負担金の概況

No.	事業名称	事業目的	内 容		対 象			根拠（法令等）	令和3年度 決 算 額 （円）	財 源 内 訳 （円）				所 管 課	
			事 業 内 容	補助内容（単価・額等）	個人	団体	対象数			国庫支出金	都支出金	その他	一般財源		
358	東京都選挙管理委員会連合会負担金	運営に要する経費は、各市の負担金及びその他の収入をもって充てられ、選挙の管理執行及び啓発宣伝に資すると共に会員相互の連携を密にし、もって会の充実発展を図る。	選挙に関する法規の調査研究・選挙及び啓発に関する情報の収集交換、相互間の連絡協力・会員及び事務局職員の研修に関すること等	（平成31年4月1日住基人口×10銭）+均等割1市65,000円			○	1 団体	東京都選挙管理委員会連合会会則	85,000	0	0	0	85,000	選挙管理委員会事務局
359	東京都明るい選挙推進協議会連合会負担金	運営に要する費用は、負担金及びその他の収入をもって充てられ、各市の明るい選挙の推進運動に協力し、会員相互の連絡調整をはかり選挙の明朗化の推進を図る。	明るい選挙推進に関する企画、研究、研修、調査、情報資料の収集及び配布に関すること等	1市5,000円			○	1 団体	東京都明るい選挙推進協議会連合会会則	5,000	0	0	0	5,000	選挙管理委員会事務局
360	マルチペイメント推進協議会負担金	代金等の支払について、顧客の利便性の向上、収納機関の事務効率化を図り、以って新たな仕組みとしてマルチペイメントネットワークの使用に関する意見集約、普及及び利用促進策の展開を図ること等を目的とする。	1 日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）等からの諮問による、本ネットワークの使用及びサービス内容に関する意見具申 2 運営機構からの委嘱による、本ネットワークのシステム仕様の開示 3 本ネットワークの普及及び利用促進思索の展開 4 その他本会の目的を達成する為に必要な活動	特別会員となりマルチペイメントネットワークに参加するため、推進協議会で規定された会費を負担する。			○	1 団体	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会定款及び会員規定	100,000	0	0	0	100,000	会計課
361	全国都市監査委員会負担金	全国都市監査委員相互の連携を密にし、監査委員制度の円滑なる運営とその健全なる発達を図ることをもって目的とする。	1 都市監査委員相互の意思のそ通及び連絡 2 監査委員制度に関し、関係官庁その他への陳情、請願及び意見の上申 3 監査に関する研修会、講演会の開催 4 監査に関する調査研究資料等の発表交換 5 その他必要なこと	年会費56,000円			○	1 団体	全国都市監査委員会会則	56,000	0	0	0	56,000	監査委員事務局
362	各種研修負担金	監査事務において必要な知識を修得し、事務の円滑な執行を図る。	監査実務研修等	研修参加受講費			○	1 件	研修会受講料	70,400	0	0	0	70,400	監査委員事務局
363	北多摩地区農業委員会連合会負担金	農地法等の事務を行う行政委員会として、共通の問題を調査・研究することを目的とする。		市町村の農家個数及び農地面積の割合で決定する。			○	1 団体	北多摩地区農業委員会連合会規約	45,000	0	0	0	45,000	農業委員会事務局
364	東京都農業会議会費	農業及び農家に関し、広汎な業務を行う法人である農業会議の運営により運営することを目的とする。		東京都農業会議会則に従い区市町村賛助員協議会において、決定する。			○	1 団体	農業委員会等に関する法律	385,900	0	0	0	385,900	農業委員会事務局